

さいたま市特別職報酬等審議会

<第1回 資料>

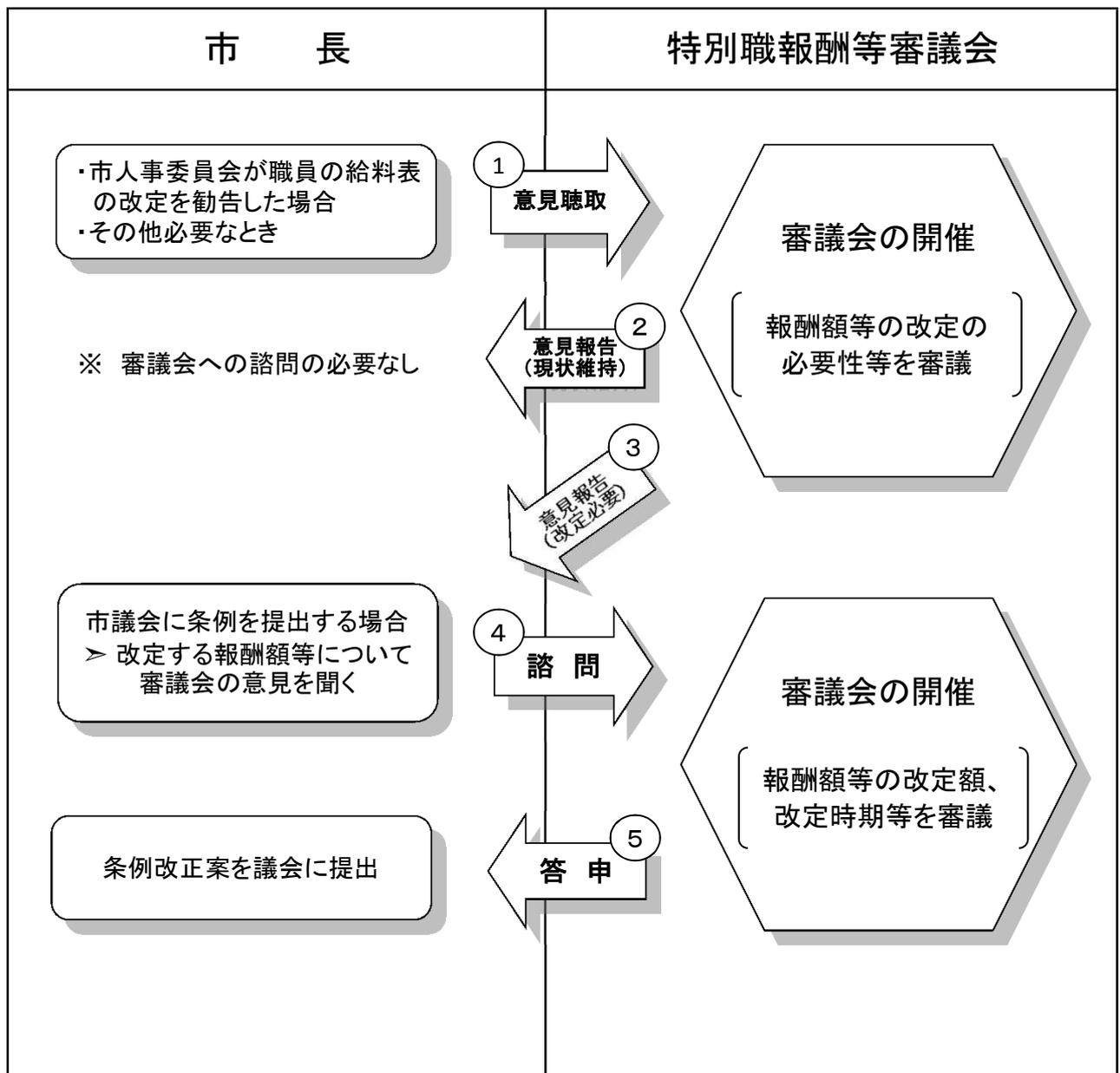
開催日：平成26年10月20日（月）

場 所：ときわ会館 502会議室

<資料目次>

1. 特別職報酬等審議会の流れ及び審議結果等	
・ 特別職報酬等審議会の流れ	1
・ 特別職報酬等審議会の審議結果と特別職の報酬等の改定状況等	2
・ 一般職職員の給与の改定の仕組み	3
2. 政令指定都市の特別職職員の給料等	
・ 政令指定都市の市長及び副市長の給料額等	7
・ 政令指定都市の市議会議員の議員報酬等（議長、副議長、議員）	11
・ 政令指定都市における市民1人当たり議員報酬額・議員1人当たり人口数	16
・ 政令指定都市の歳出に占める人件費、市長等特別職の給与・報酬総額の状況	19
3. 市議会議員の活動状況（審議日数等）	
・ 政令指定都市の市議会本会議及び委員会の開催日数調べ（平成25年度実績）	20
・ さいたま市議会本会議及び委員会開催日数調べ	21
・ さいたま市の議案等審議件数（3ヵ年）	22
・ 平成25年議会運営状況	23
・ 議員の活動内容	25
・ 地方議会・地方議員の在り方について	31
・ 地方議会議員の法的位置付けについて	32
・ 近隣市における市民一人当たりの議員報酬額	33
4. 消費者物価指数	
・ 平成25年平均消費者物価地域差指数	34
・ さいたま市の消費者物価指数（年平均）の推移	36
5. 財政状況	
・ さいたま市の財政状況	37
6. その他	
・ 平成26年民間企業における役員報酬（給与）調査の概要	38

特別職報酬等審議会の流れ



特別職報酬等審議会の審議結果と特別職の報酬等の改定状況等

年度	特別職報酬等審議会の開催状況及び審議結果等				特別職の報酬等の改定状況		【参考】一般職職員の給与の改定状況				【参考】国の指定職（事務次官等）			
	開催回数	審議結果等		その他		報酬額等	その他	月例給		期末・勤勉手当（ボーナス）		期末・勤勉手当（ボーナス）		
		審議結果	理由	審議結果	理由			改定率（％）	累計（％）	改定月数	改定後の年間支給月数	改定月数	改定後の年間支給月数	
16	5回	引上げ	他の政令指定都市の報酬との均衡及び政令指定都市権能からみた適正な報酬という観点を踏まえ、引上げを答申	—	—	H16.7.1～ ・市長 1,310,000円 ・副市長 1,030,000円 ・議長 1,030,000円 ・副議長 920,000円 ・議員 850,000円	—	(据置き)	0.00	(据置き)	4.40月	(据置き)	3.30月	
17			特別職報酬等審議会の開催なし						△ 0.45 (引下げ)	△ 0.45	0.05月 (引上げ)	4.45月	0.05月 (引上げ)	3.35月
18			特別職報酬等審議会の開催なし						△ 0.11 (引下げ)	△ 0.56	(据置き)	4.45月	(据置き)	3.35月
19	4回	引下げ	類似政令指定都市の報酬との均衡及び一般職職員の給与改定の状況を総合的に勘案し、5.1%の引下げを答申	—	—	H20.1.1～(5.1%引下げ) ・市長 1,243,000円 ・副市長 977,000円 ・議長 977,000円 ・副議長 873,000円 ・議員 807,000円	—	給与制度の見直し △4.60 給与改定分 0.06	△ 5.10	0.05月 (引上げ)	4.50月	(据置き)	3.35月	
20	1回	据置き	他の政令指定都市の報酬との均衡及び一般職職員の給与の改定が据え置かれたことを考慮し、改定を見送るべきとの結論を報告	—	—	—	—	(据置き)	0.00	(据置き)	4.50月	(据置き)	3.35月	
21	2回	据置き	他の政令指定都市の報酬等と本市の状況を比較すると、すべて平均額を下回っていることを考慮し、改定を見送るべきとの結論を報告	(期末手当) 引下げ	国における指定職職員の期末手当等の支給月数との均衡を考慮し、0.20月分の引下げを答申	—	(期末手当の年間支給月数) H21.12.1～ (0.20月引下げ) ・市長、副市長 3.10月 ・市議会議員 3.10月	△ 0.19 (引下げ)	△ 0.19	△0.35月 (引下げ)	4.15月	△0.25月 (引下げ)	3.10月	
22	2回	据置き	一般職職員の月例給は引下げであったが、平成19年度の改定時には、一般職職員の給与改定率を累積して引下げ改定を行った経緯を考慮し、現時点では引下げをするまでには至っていないとの結論を報告	(期末手当) 引下げ	国における指定職職員の期末手当等の支給月数との均衡を考慮し、0.15月分の引下げを答申	—	(期末手当の年間支給月数) H22.12.1～ (0.15月引下げ) ・市長、副市長 2.95月 ・市議会議員 2.95月	△ 0.28 (引下げ)	△ 0.47	△0.20月 (引下げ)	3.95月	△0.15月 (引下げ)	2.95月	
23	2回	据置き	一般職職員の月例給は引下げであったが、報酬等の額を改定するにあたっては一般職職員の給与改定率の累積値等を考慮して行うべきであり、現時点では引下げをするまでには至っていないとの結論を報告	—	—	—	—	△ 0.30 (引下げ)	△ 0.77	(据置き)	3.95月	(据置き)	2.95月	
24	1回	据置き	一般職職員の給与改定率の累積値について、昨年度の状況と大きな変化がないことから、現時点では引下げをするには至っていないと判断し、据え置くことが適当との結論を報告	—	—	—	—	(据置き)	△ 0.77	(据置き)	3.95月	(据置き)	2.95月	
25	2回	据置き	一般職職員の給与改定率の累積値について、今年度の状況も大きな変化がないことから、現時点では引下げを要する状況には至っていないと判断し、据え置くことが適当との結論を報告	—	—	—	—	(据置き)	△ 0.77	(据置き)	3.95月	(据置き)	2.95月	
26								0.45 (人事委員会勧告)	△ 0.32	0.15 (人事委員会勧告)	4.10月	0.15 (人事院勧告)	3.10月	

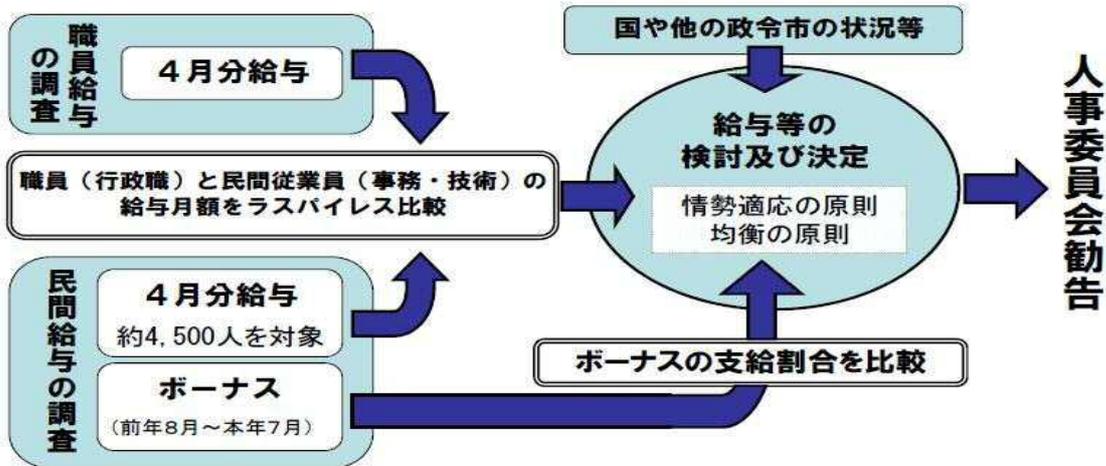
※ 特別職報酬等審議会は、平成18年度までは必要に応じて開催。平成19年度以降は常設化を図り毎年開催。

一般職職員の給与の改定の仕組み

1 市人事委員会による給与勧告

① 給与勧告の手順

- (1) 4月分の給与月額を比較
さいたま市職員と民間事業所従業員の4月分の給与月額を調査・比較し、得られた較差を解消することを基本に勧告を行っています。
- (2) ボーナスを比較
民間のボーナスの過去1年(前年8月から本年7月まで)の支給実績を精確に把握し、民間の年間支給割合に職員の期末手当・勤勉手当の年間支給月数を合わせることを基本に勧告を行っています。



② 民間給与の調査

さいたま市人事委員会では、職種別民間給与実態調査を人事院(国の機関)、他の人事委員会(都道府県、政令市等の機関)と共同で実施し、民間事業所従業員の給与を調査している。

平成26年職種別民間給与実態調査 (H26.5.1~6.18に実施)

調査対象の事業所
(いわゆる正社員が50人以上の事業所)



市内438事業所中
120事業所

事業所ごとのボーナスの調査
(H25.8~H26.7支給分)

調査した従業員
(パート・アルバイト・契約社員などを除く)



事務・技術
4,046人



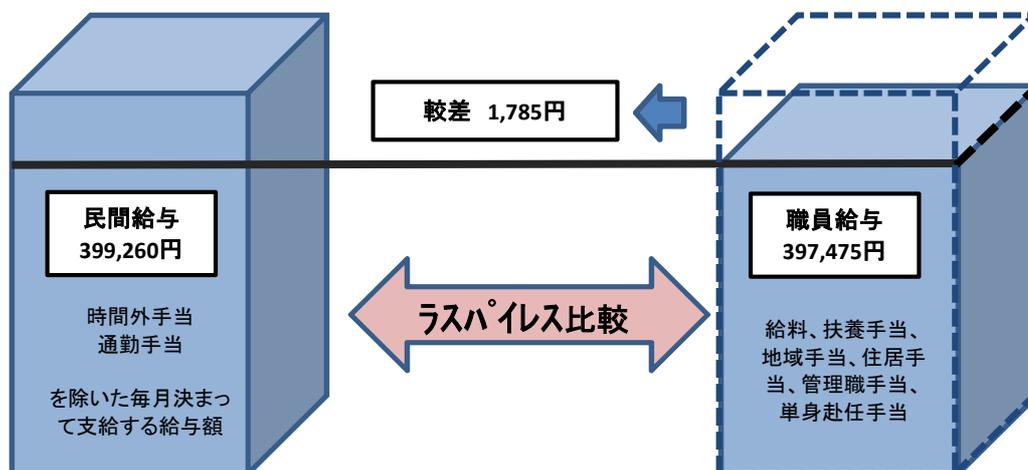
医療・教育等
423人

従業員ごとの4月分給与の調査

③ 民間給与との較差に基づく給与改定の決定

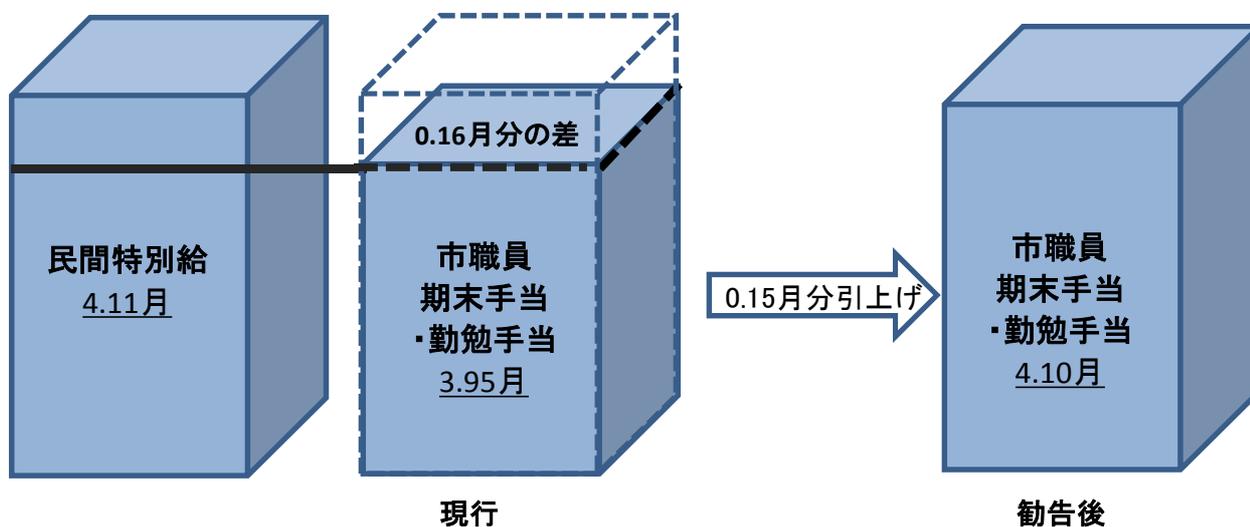
・月例給

職員の給与が民間の給与を1,785円(0.45%)下回っていることから、この較差を解消するため、給料表を引上げ改定



・特別給

職員の期末手当・勤勉手当の年間平均支給月数(3.95月)が、民間の特別給の支給割合(4.11月)を0.16月分下回っていることから、支給月数を0.15月分引上げ



※期末手当・勤勉手当の支給月数は0.05月を単位として、小数点第2位を「二捨三入」する。

(例)4.08月～4.12月⇒4.10月 4.13月～4.17月⇒4.15月

④ 給与勧告

③で決定した事項等について、市議会、市長に勧告・報告。

平成26年給与勧告まとめ

1 給与月額の上上げ

職員の給与が民間の給与を1,785円(0.45%)下回っていることからこの較差を解消するため、給料表を引上げ改定行政職給料表

- ・初任給を1,900円引上げ、2級の若年層も同程度の改定
- ・3級以上の級は平均改定額を基本に引上げ、各級の高位号給は平均改定額を下回る改定。この際3、4級については、高齢層職員の在職状況等を踏まえて改定

※その他の給料表は行政職給料表との均衡を基本として改定。ただし、医療職給料表(1)は人事院勧告の内容に準じて改定

2 医師の初任給調整手当の改定

人事院勧告の内容に準じて改定

3 期末手当・勤勉手当の上上げ(3.95月分→4.10月分)

職員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数が、民間の特別給の支給割合を下回っていることから、支給月数を0.15月分引上げ

4 実施時期

平成26年4月1日から実施。ただし、期末手当・勤勉手当については、平成26年12月期の支給に関する改定は条例の公布日、平成27年6月期の支給に関する改定は平成27年4月1日から実施

2 給与勧告の実施状況（行政職給料表）

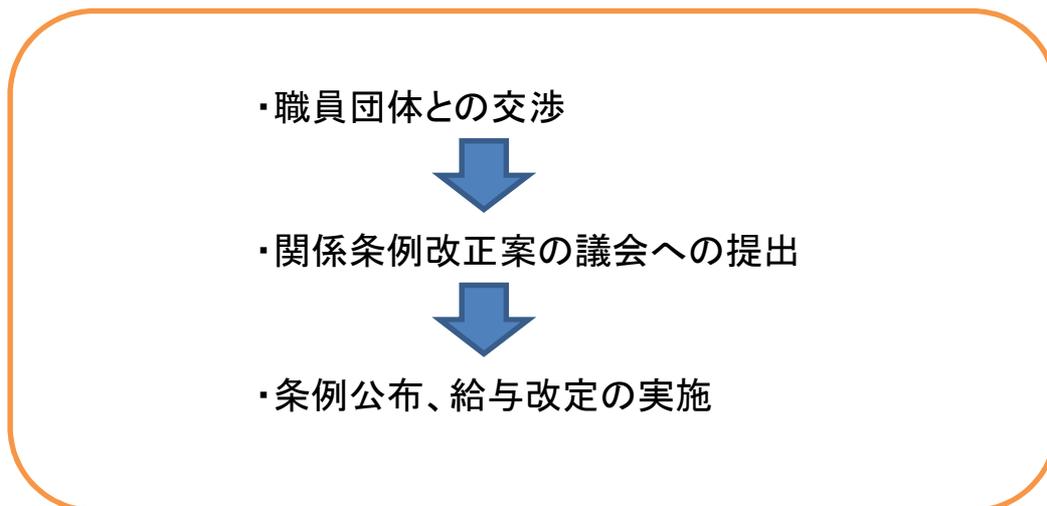
さいたま市職員の給与は、民間賃金が厳しい状況にあったことを反映して、給与月額又は特別給の減額による年間給与の減少又は据置きが続いていましたが、本年は7年ぶりのプラス改定となりました。

	給与月額	期末手当・勤勉手当		平均年間給与額の増減
		年間支給月数(較差月数)		
平成15年	△4,898円 (△1.13%)	4.40月	(△0.25月)	△18.3万円
平成16年	据置き19円 (0.00%)	据置き	(0.02月)	—
平成17年	△1,921円 (△0.45%)	4.45月	(0.05月)	△1.0万円
平成18年	△459円 (△0.11%)	据置き	(△0.01月)	△0.8万円
平成19年	259円 (0.06%)	4.50月	(0.05月)	2.6万円
平成20年	据置き46円 (0.01%)	据置き	(0.02月)	—
平成21年	△791円 (△0.19%)	4.15月	(△0.35月)	△15.6万円
平成22年	△1,179円 (△0.28%)	3.95月	(△0.20月)	△10.2万円
平成23年	△1,213円 (△0.30%)	据置き	(0.02月)	△1.9万円
平成24年	据置き190円 (0.05%)	据置き	(0.02月)	—
平成25年	据置き△87円 (△0.02%)	据置き	(0.01月)	—
平成26年	1,785円 (0.45%)	4.10月	(0.15月)	8.5万円

(注) 期末手当・勤勉手当の年間支給月数は勧告後の支給月数を、また、較差月数について、据置きの年は民間支給割合との差を、その他の年は引上げまたは引下げ勧告の月数を表す。

3 市人事委員会勧告を受けての職員給与の改定

- ★ 平成26年は改定を勧告されたため職員団体との交渉を経て改定を行う



政令指定都市の市長及び副市長の給料額等

< 市長 >

(単位:円)

区分	改定前		現行			年間支給額				
	給料月額	適用日	給料月額	改定率	適用日	給料	地域手当	地域手当率	期末手当	合計
札幌市	1,140,000	S63.10.1	1,280,000	12.3%	H4.12.1	15,360,000	460,800	3%	5,611,136	21,431,936
仙台市	1,330,000	H8.10.1	1,310,000	-1.5%	H18.4.1	15,720,000	943,200	6%	5,881,769	22,544,969
新潟市	1,169,000	H16.4.1	1,163,000	-0.5%	H18.4.1	13,956,000	0	0%	4,117,020	18,073,020
千葉市	1,250,000	H8.1.1	1,190,000	-4.8%	H18.7.1	14,280,000	1,428,000	10%	6,204,660	21,912,660
川崎市	1,330,000	H9.1.1	1,250,000	-6.0%	H19.4.1	15,000,000	1,800,000	12%	5,877,875	22,677,875
横浜市	1,453,000	H20.4.1	1,428,000	-1.7%	H23.4.1	17,136,000	2,056,320	12%	7,676,927	26,869,247
相模原市	1,088,000	H5.4.1	1,142,000	5.0%	H9.4.1	13,704,000	1,301,880	9.5%	5,268,959	20,274,839
静岡市	1,160,000	H15.4.1	1,250,000	7.8%	H19.4.1	15,000,000	0	0%	5,850,000	20,850,000
浜松市	1,160,000	H15.1.1	1,277,000	10.1%	H19.4.1	15,324,000	0	0%	5,344,245	20,668,245
名古屋市	1,494,000	H18.4.1	1,467,000	-1.8%	H19.4.1	17,604,000	1,760,400	10%	6,794,410	26,158,810
京都市	1,300,000	H3.12.1	1,390,000	6.9%	H8.7.1	16,680,000	1,668,000	10%	6,437,785	24,785,785
大阪市	1,500,000	H18.1.1	1,420,000	-5.3%	H23.1.1	17,040,000	1,704,000	10%	7,403,880	26,147,880
堺市	1,090,000	H4.4.1	1,190,000	9.2%	H9.4.1	14,280,000	1,428,000	10%	6,204,660	21,912,660
神戸市	1,250,000	S63.9.1	1,410,000	12.8%	H4.5.1	16,920,000	1,692,000	10%	7,258,680	25,870,680
岡山市	1,240,000	H8.4.1	1,160,000	-6.5%	H21.8.1	13,920,000	403,680	2.9%	5,657,854	19,981,534
広島市	1,280,000	H6.4.1	1,310,000	2.3%	H8.1.1	15,720,000	471,600	3%	6,395,682	22,587,282
北九州市	1,180,000	H2.4.1	1,340,000	13.6%	H6.4.1	16,080,000	482,400	3%	5,677,446	22,239,846
福岡市	1,350,000	H6.4.1	1,300,000	-3.7%	H21.4.1	15,600,000	1,560,000	10%	6,020,950	23,180,950
熊本市	1,137,000	H23.4.1	1,132,000	-0.4%	H24.4.1	13,584,000	0	0%	4,007,280	17,591,280
平均	1,257,947	—	1,284,684	2.1%	—	15,416,211	1,008,436		5,983,748	22,408,395
さいたま市	1,310,000	H16.7.1	1,243,000	-5.1%	H20.1.1	14,916,000	1,789,920	12%	5,844,958	22,550,878

< 参考 >

埼玉県知事	1,440,000	H8.10.1	1,420,000	-1.4%	H18.4.1	17,040,000	0	0%	6,074,050	23,114,050
-------	-----------	---------	-----------	-------	---------	------------	---	----	-----------	------------

政令指定都市の市長及び副市長の給料額等

< 副市長 >

(単位:円)

区分	改定前		現行			年間支給額				
	給料月額	適用日	給料月額	改定率	適用日	給料	地域手当	地域手当率	期末手当	合計
札幌市	920,000	S63.10.1	1,030,000	12.0%	H4.12.1	12,360,000	370,800	3%	4,515,211	17,246,011
仙台市	1,030,000	H8.10.1	1,020,000	-1.0%	H18.4.1	12,240,000	734,400	6%	4,579,698	17,554,098
新潟市	944,000	H16.4.1	939,000	-0.5%	H18.4.1	11,268,000	0	0%	3,324,060	14,592,060
千葉市	1,010,000	H8.1.1	960,000	-5.0%	H18.7.1	11,520,000	1,152,000	10%	5,005,440	17,677,440
川崎市	1,060,000	H9.1.1	990,000	-6.6%	H19.4.1	11,880,000	1,425,600	12%	4,655,277	17,960,877
横浜市	1,168,000	H20.4.1	1,148,000	-1.7%	H23.4.1	13,776,000	1,653,120	12%	6,171,647	21,600,767
相模原市	891,000	H5.4.1	935,000	4.9%	H9.4.1	11,220,000	1,065,900	9.5%	4,313,903	16,599,803
静岡市	—	—	940,000	—	H15.4.1	11,280,000	0	0%	4,399,200	15,679,200
浜松市	931,000	H15.1.1	928,000	-0.3%	H19.4.1	11,136,000	0	0%	3,883,680	15,019,680
名古屋市	1,161,000	H19.4.1	1,100,000	-5.3%	H22.4.1	13,200,000	1,320,000	10%	5,094,650	19,614,650
京都市	1,030,000	H3.12.1	1,100,000	6.8%	H8.7.1	13,200,000	1,320,000	10%	5,094,650	19,614,650
大阪市	1,190,000	H18.1.1	1,130,000	-5.0%	H23.1.1	13,560,000	1,356,000	10%	5,891,820	20,807,820
堺市	900,000	H4.4.1	990,000	10.0%	H9.4.1	11,880,000	1,188,000	10%	5,161,860	18,229,860
神戸市	980,000	S63.9.1	1,110,000	13.3%	H4.5.1	13,320,000	1,332,000	10%	5,714,280	20,366,280
岡山市	990,000	H8.4.1	920,000	-7.1%	H21.8.1	11,040,000	320,160	2.9%	4,487,263	15,847,423
広島市	1,020,000	H6.4.1	1,050,000	2.9%	H8.1.1	12,600,000	378,000	3%	5,126,310	18,104,310
北九州市	930,000	H2.4.1	1,060,000	14.0%	H6.4.1	12,720,000	381,600	3%	4,491,114	17,592,714
福岡市	1,080,000	H6.4.1	1,040,000	-3.7%	H21.4.1	12,480,000	1,248,000	10%	4,816,760	18,544,760
熊本市	887,000	H23.4.1	883,000	-0.5%	H24.4.1	10,596,000	0	0%	3,125,820	13,721,820
平均	1,006,778	—	1,014,368	0.8%	—	12,172,421	802,399		4,729,086	17,703,906
さいたま市	1,030,000	H16.7.1	977,000	-5.1%	H20.1.1	11,724,000	1,406,880	12%	4,594,146	17,725,026

< 参考 >

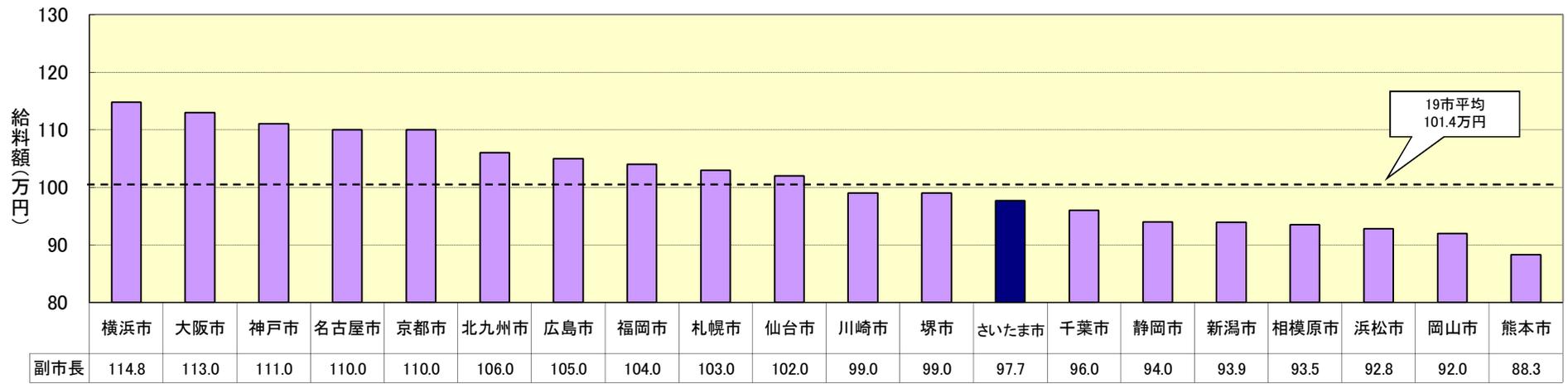
埼玉県副知事	1,150,000	H8.10.1	1,134,000	-1.4%	H18.4.1	13,608,000	0	0%	4,850,685	18,458,685
--------	-----------	---------	-----------	-------	---------	------------	---	----	-----------	------------

政令指定都市の市長及び副市長の給料額比較

《 市 長 》

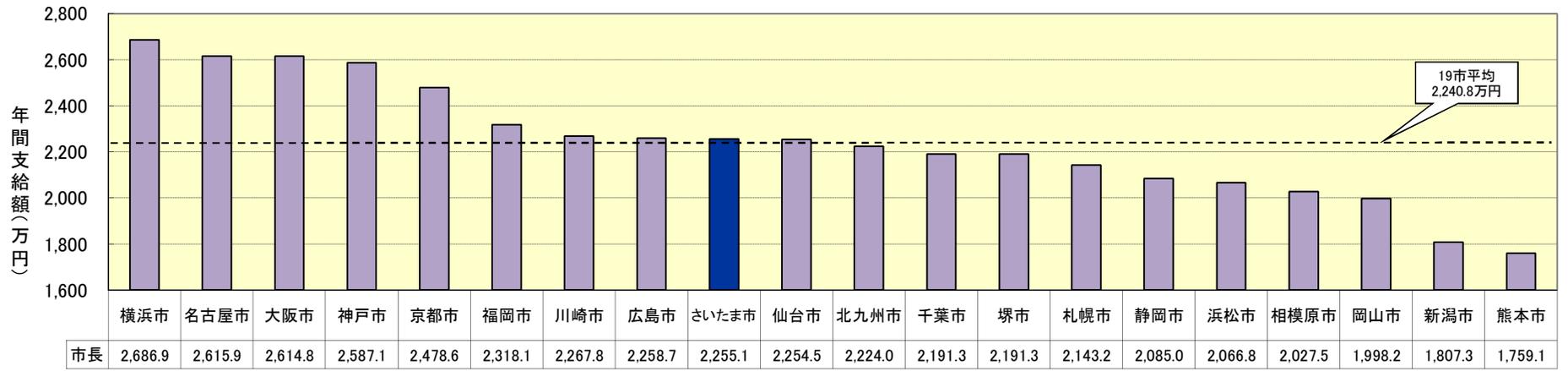


《 副 市 長 》

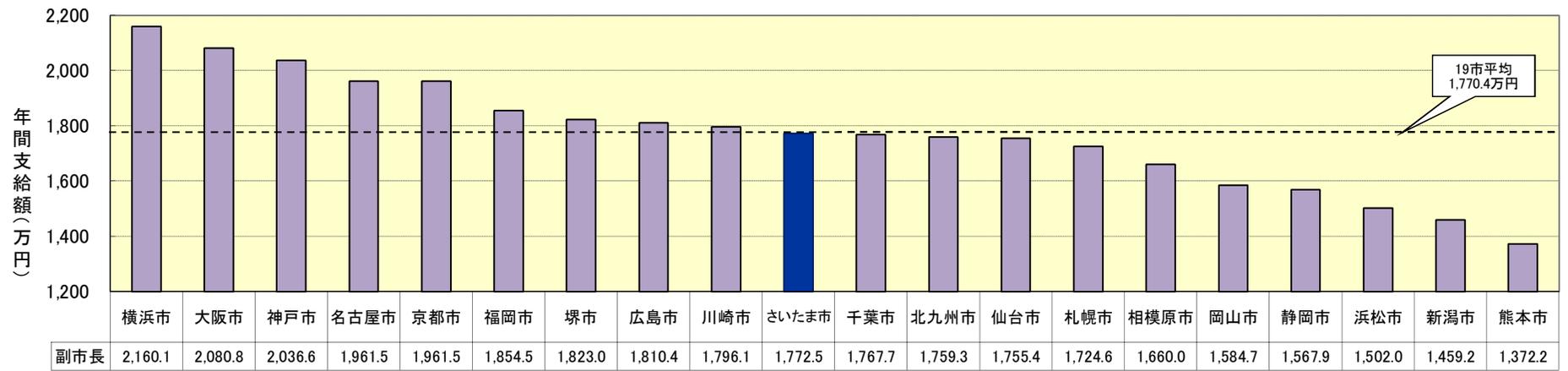


政令指定都市の市長及び副市長の年間支給額比較

《 市 長 》



《 副 市 長 》



政令指定都市の市議会議員の議員報酬等

< 議 長 >

(単位:円)

区 分	改 定 前		現 行			年 間 支 給 額		
	議員報酬月額	適用日	議員報酬月額	改定率	適用日	議員報酬	期末手当	合計
札幌市	930,000	S63.10.1	1,040,000	11.8%	H4.12.1	12,480,000	4,448,600	16,928,600
仙台市	1,030,000	H8.10.1	1,020,000	-1.0%	H18.4.1	12,240,000	4,363,050	16,603,050
新潟市	782,000	H16.4.1	778,000	-0.5%	H18.4.1	9,336,000	2,754,120	12,090,120
千葉市	980,000	H8.1.1	930,000	-5.1%	H18.7.1	11,160,000	4,408,200	15,568,200
川崎市	1,080,000	H9.1.1	1,030,000	-4.6%	H19.4.1	12,360,000	4,405,825	16,765,825
横浜市	1,200,000	H7.12.1	1,179,000	-1.8%	H23.4.1	14,148,000	5,659,200	19,807,200
相模原市	738,000	H3.12.1	779,000	5.6%	H9.4.1	9,348,000	3,332,172	12,680,172
静岡市	—	—	824,000	—	H15.4.1	9,888,000	3,856,320	13,744,320
浜松市	824,000	H9.4.1	803,000	-2.5%	H15.1.1	9,636,000	3,360,555	12,996,555
名古屋市	1,250,000	H9.7.1	1,225,000	-2.0%	H18.4.1	14,700,000	5,506,375	20,206,375
京都市	1,050,000	H3.12.1	1,120,000	6.7%	H8.7.1	13,440,000	4,790,800	18,230,800
大阪市	1,260,000	H18.1.1	1,200,000	-4.8%	H23.1.1	14,400,000	5,688,000	20,088,000
堺市	900,000	H9.4.1	950,000	5.6%	H20.1.1	11,400,000	4,503,000	15,903,000
神戸市	1,010,000	S63.9.1	1,140,000	12.9%	H4.5.1	13,680,000	5,335,200	19,015,200
岡山市	780,000	H4.4.1	850,000	9.0%	H8.4.1	10,200,000	4,029,000	14,229,000
広島市	1,030,000	H6.4.1	1,060,000	2.9%	H8.1.1	12,720,000	5,024,400	17,744,400
北九州市	960,000	H2.4.1	1,090,000	13.5%	H6.4.1	13,080,000	4,504,425	17,584,425
福岡市	930,000	H2.4.1	1,060,000	14.0%	H6.4.1	12,720,000	4,534,150	17,254,150
熊本市	818,000	H23.4.1	814,000	-0.5%	H24.4.1	9,768,000	2,881,560	12,649,560
平均	975,111	—	994,316	2.0%	—	11,931,789	4,388,682	16,320,471
さいたま市	1,030,000	H16.7.1	977,000	-5.1%	H20.1.1	11,724,000	4,179,117	15,903,117

< 参 考 >

埼玉県議長	1,160,000	H8.10.1	1,144,000	-1.4%	H18.4.1	13,728,000	4,893,460	18,621,460
-------	-----------	---------	-----------	-------	---------	------------	-----------	------------

政令指定都市の市議会議員の議員報酬等

< 副議長 >

(単位:円)

区分	改定前		現行			年間支給額		
	議員報酬月額	適用日	議員報酬月額	改定率	適用日	議員報酬	期末手当	合計
札幌市	850,000	S63.10.1	950,000	11.8%	H4.12.1	11,400,000	4,063,625	15,463,625
仙台市	920,000	H8.10.1	910,000	-1.1%	H18.4.1	10,920,000	3,892,525	14,812,525
新潟市	704,000	H16.4.1	700,000	-0.6%	H18.4.1	8,400,000	2,478,000	10,878,000
千葉市	880,000	H8.1.1	840,000	-4.5%	H18.7.1	10,080,000	3,981,600	14,061,600
川崎市	960,000	H9.1.1	920,000	-4.2%	H19.4.1	11,040,000	3,935,300	14,975,300
横浜市	1,080,000	H7.12.1	1,061,000	-1.8%	H23.4.1	12,732,000	5,092,800	17,824,800
相模原市	672,000	H3.12.1	713,000	6.1%	H9.4.1	8,556,000	3,049,857	11,605,857
静岡市	—	—	735,000	—	H15.4.1	8,820,000	3,439,800	12,259,800
浜松市	735,000	H9.4.1	717,000	-2.4%	H15.1.1	8,604,000	3,000,645	11,604,645
名古屋市	1,100,000	H9.7.1	1,078,000	-2.0%	H18.4.1	12,936,000	4,845,610	17,781,610
京都市	960,000	H3.12.1	1,030,000	7.3%	H8.7.1	12,360,000	4,405,825	16,765,825
大阪市	1,120,000	H18.1.1	1,060,000	-5.4%	H23.1.1	12,720,000	5,024,400	17,744,400
堺市	750,000	H4.4.1	850,000	13.3%	H9.4.1	10,200,000	4,029,000	14,229,000
神戸市	920,000	S63.9.1	1,040,000	13.0%	H4.5.1	12,480,000	4,867,200	17,347,200
岡山市	710,000	H4.4.1	770,000	8.5%	H8.4.1	9,240,000	3,649,800	12,889,800
広島市	910,000	H6.4.1	930,000	2.2%	H8.1.1	11,160,000	4,408,200	15,568,200
北九州市	860,000	H2.4.1	980,000	14.0%	H6.4.1	11,760,000	4,049,850	15,809,850
福岡市	850,000	H2.4.1	970,000	14.1%	H6.4.1	11,640,000	4,149,175	15,789,175
熊本市	745,000	H23.4.1	741,000	-0.5%	H24.4.1	8,892,000	2,623,140	11,515,140
平均	873,667	—	894,474	2.4%	—	10,733,684	3,946,650	14,680,334
さいたま市	920,000	H16.7.1	873,000	-5.1%	H20.1.1	10,476,000	3,734,257	14,210,257

< 参考 >

埼玉県副議長	1,030,000	H8.10.1	1,016,000	-1.4%	H18.4.1	12,192,000	4,345,940	16,537,940
--------	-----------	---------	-----------	-------	---------	------------	-----------	------------

政令指定都市の市議会議員の議員報酬等

< 議員 >

(単位:円)

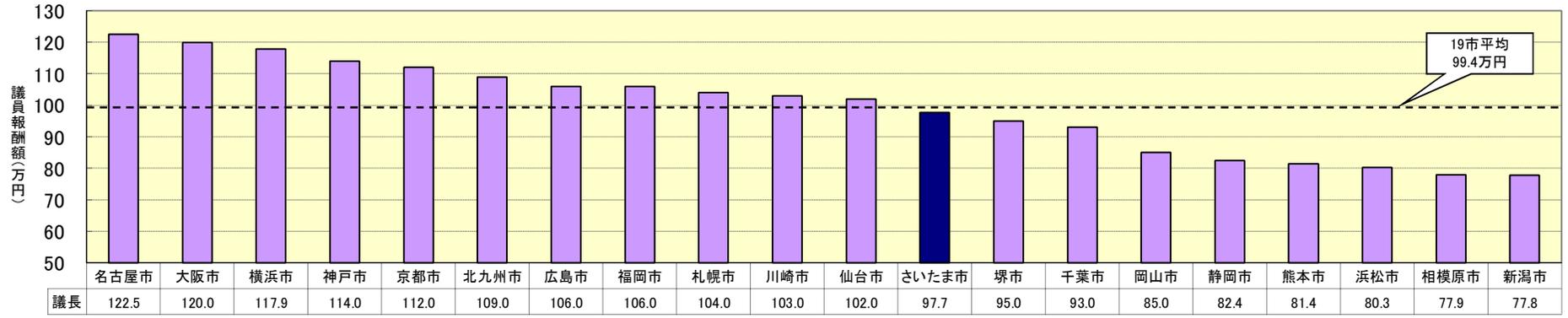
区分	改定前		現行			年間支給額		
	議員報酬月額	適用日	議員報酬月額	改定率	適用日	議員報酬	期末手当	合計
札幌市	760,000	S63.10.1	860,000	13.2%	H4.12.1	10,320,000	3,678,650	13,998,650
仙台市	850,000	H8.10.1	840,000	-1.2%	H18.4.1	10,080,000	3,593,100	13,673,100
新潟市	656,000	H16.4.1	653,000	-0.5%	H18.4.1	7,836,000	2,311,620	10,147,620
千葉市	810,000	H8.1.1	770,000	-4.9%	H18.7.1	9,240,000	3,649,800	12,889,800
川崎市	870,000	H9.1.1	830,000	-4.6%	H19.4.1	9,960,000	3,550,325	13,510,325
横浜市	970,000	H7.12.1	953,000	-1.8%	H23.4.1	11,436,000	4,574,400	16,010,400
相模原市	638,000	H3.12.1	670,000	5.0%	H9.4.1	8,040,000	2,865,925	10,905,925
静岡市	—	—	663,000	—	H15.4.1	7,956,000	3,102,840	11,058,840
浜松市	665,000	H9.4.1	648,000	-2.6%	H15.1.1	7,776,000	2,711,880	10,487,880
名古屋市	1,010,000	H9.7.1	990,000	-2.0%	H18.4.1	11,880,000	4,450,050	16,330,050
京都市	890,000	H3.12.1	960,000	7.9%	H8.7.1	11,520,000	4,106,400	15,626,400
大阪市	1,020,000	H18.1.1	970,000	-4.9%	H23.1.1	11,640,000	4,597,800	16,237,800
堺市	680,000	H4.4.1	780,000	14.7%	H9.4.1	9,360,000	3,697,200	13,057,200
神戸市	820,000	S63.9.1	930,000	13.4%	H4.5.1	11,160,000	4,352,400	15,512,400
岡山市	660,000	H4.4.1	710,000	7.6%	H8.4.1	8,520,000	3,365,400	11,885,400
広島市	840,000	H6.4.1	860,000	2.4%	H8.1.1	10,320,000	4,076,400	14,396,400
北九州市	770,000	H2.4.1	880,000	14.3%	H6.4.1	10,560,000	3,636,600	14,196,600
福岡市	770,000	H2.4.1	880,000	14.3%	H6.4.1	10,560,000	3,764,200	14,324,200
熊本市	674,000	H23.4.1	671,000	-0.4%	H24.4.1	8,052,000	2,375,340	10,427,340
平均	797,389	—	816,737	2.4%	—	9,800,842	3,603,175	13,404,017
さいたま市	850,000	H16.7.1	807,000	-5.1%	H20.1.1	9,684,000	3,451,942	13,135,942

< 参考 >

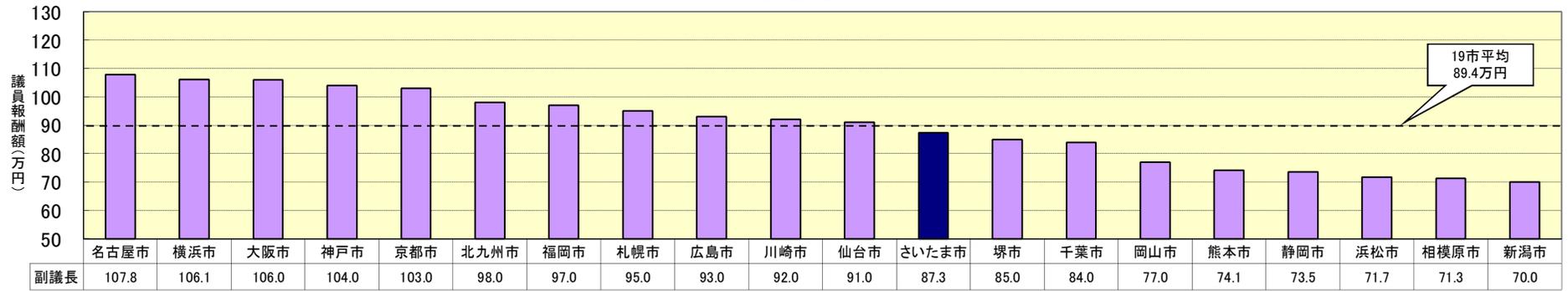
埼玉県議員	940,000	H8.10.1	927,000	-1.4%	H18.4.1	11,124,000	3,965,242	15,089,242
-------	---------	---------	---------	-------	---------	------------	-----------	------------

政令指定都市の市議会議員の議員報酬額比較

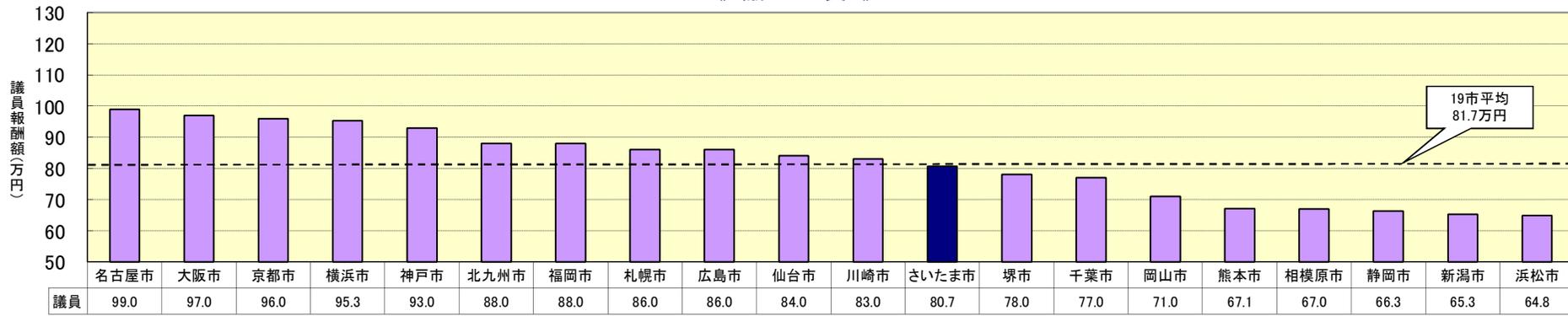
《 議 長 》



《 副 議 長 》

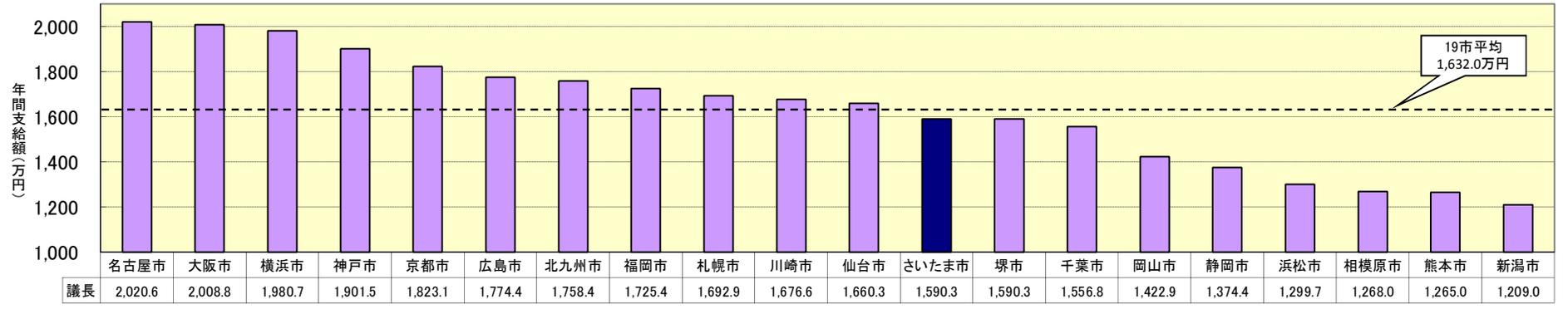


《 議 員 》

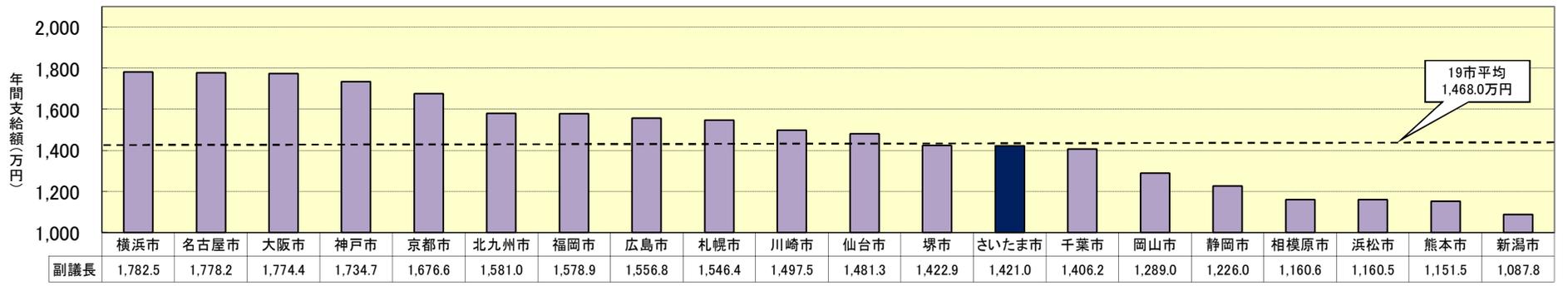


政令指定都市の市議会議員の年間支給額比較

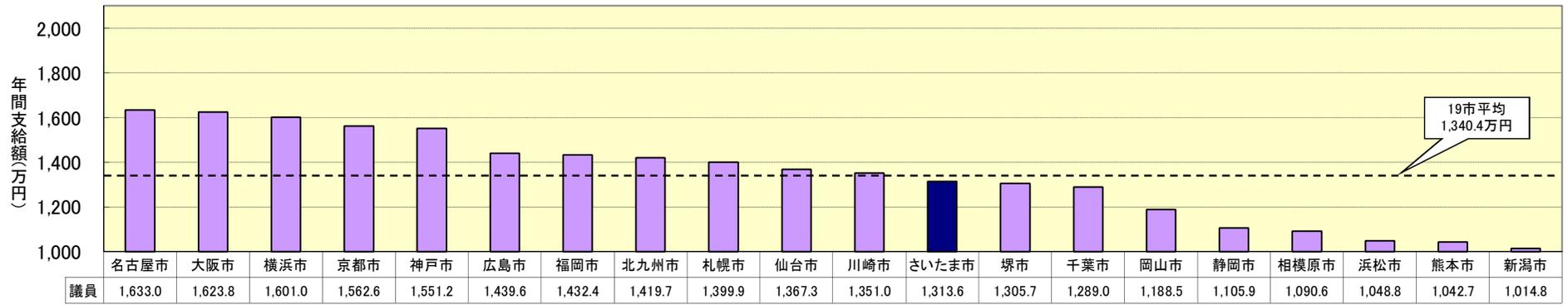
《 議 長 》



《 副 議 長 》



《 議 員 》

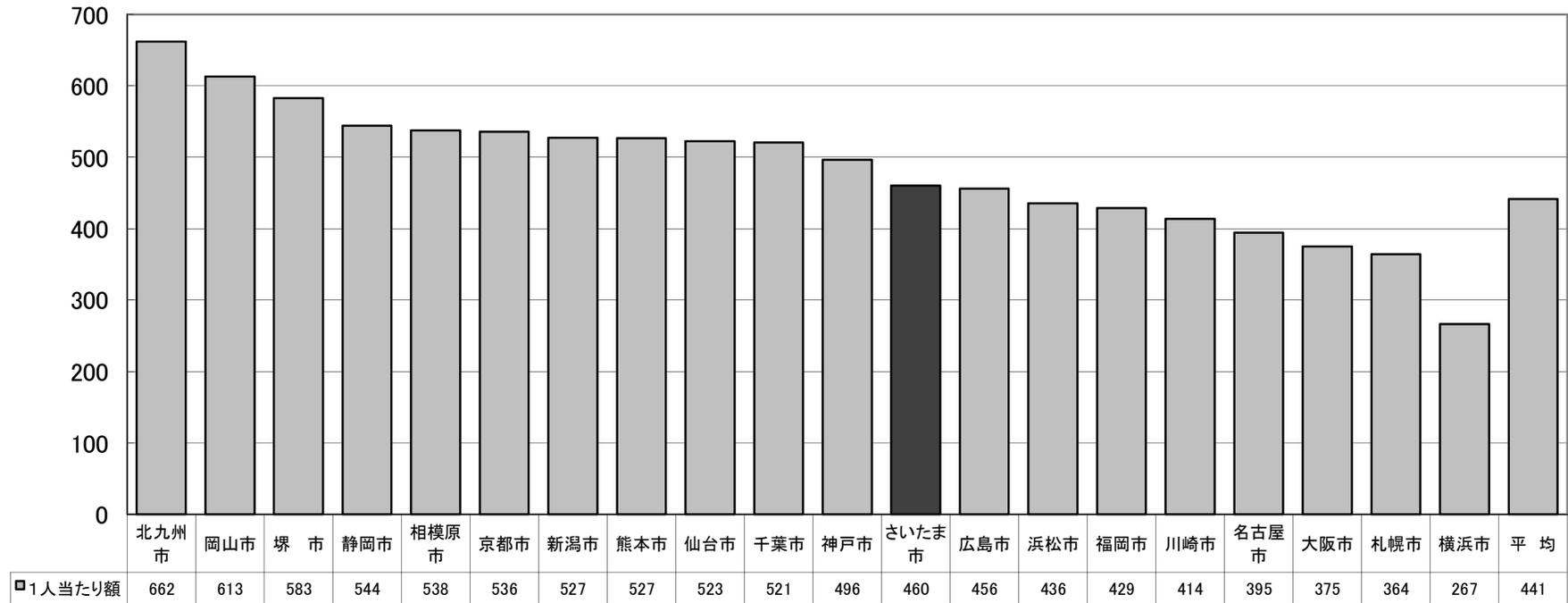


政令指定都市における市民1人当たり議員報酬額・議員1人当たり人口数

都 市 名	推計人口(人) (H26.4.1)	面積 (km ²)	行政区の数	議員定数等(人)		報酬総額(円) (年額)	市民1人 当たり額(円) (報酬総額/人口)	議員1人当たり人口(人) (人口/現員数)
				条例	現員数 (H26.7.1)			
札幌市	1,936,639	1,121.12	10	68	68	705,000,000	364	28,480
仙台市	1,066,609	785.85	5	55	55	557,400,000	523	19,393
新潟市	806,918	726.10	8	56	54	425,208,000	527	14,943
千葉市	963,750	272.08	6	54	54	501,720,000	521	17,847
川崎市	1,453,427	144.35	7	60	60	601,080,000	414	24,224
横浜市	3,702,093	435.21	18	86	86	987,504,000	267	43,048
相模原市	721,178	328.82	3	49	48	387,744,000	538	15,025
静岡市	706,823	1,411.93	3	48	48	384,684,000	544	14,725
浜松市	791,396	1,558.04	7	46	44	344,832,000	436	17,986
名古屋市	2,268,217	326.43	16	75	75	894,876,000	395	30,243
京都市	1,467,219	827.90	11	69	68	786,120,000	536	21,577
大阪市	2,680,258	223.00	24	86	86	1,004,880,000	375	31,166
堺市	840,059	149.99	7	52	52	489,600,000	583	16,155
神戸市	1,536,203	553.12	9	69	68	762,720,000	496	22,591
岡山市	712,954	789.92	4	52	51	436,920,000	613	13,979
広島市	1,183,488	905.41	8	55	52	539,880,000	456	22,759
北九州市	963,267	489.60	7	61	60	637,320,000	662	16,054
福岡市	1,510,566	341.70	7	62	61	647,400,000	429	24,763
熊本市	738,371	389.54	5	48	48	389,052,000	527	15,383
平均	1,371,023	620.01	8.7	60.6	59.9	604,417,895	441	22,891
さいたま市	1,247,520	217.49	10	60	59	574,188,000	460	21,144

政令指定都市における市民1人当たりの議員報酬額の比較

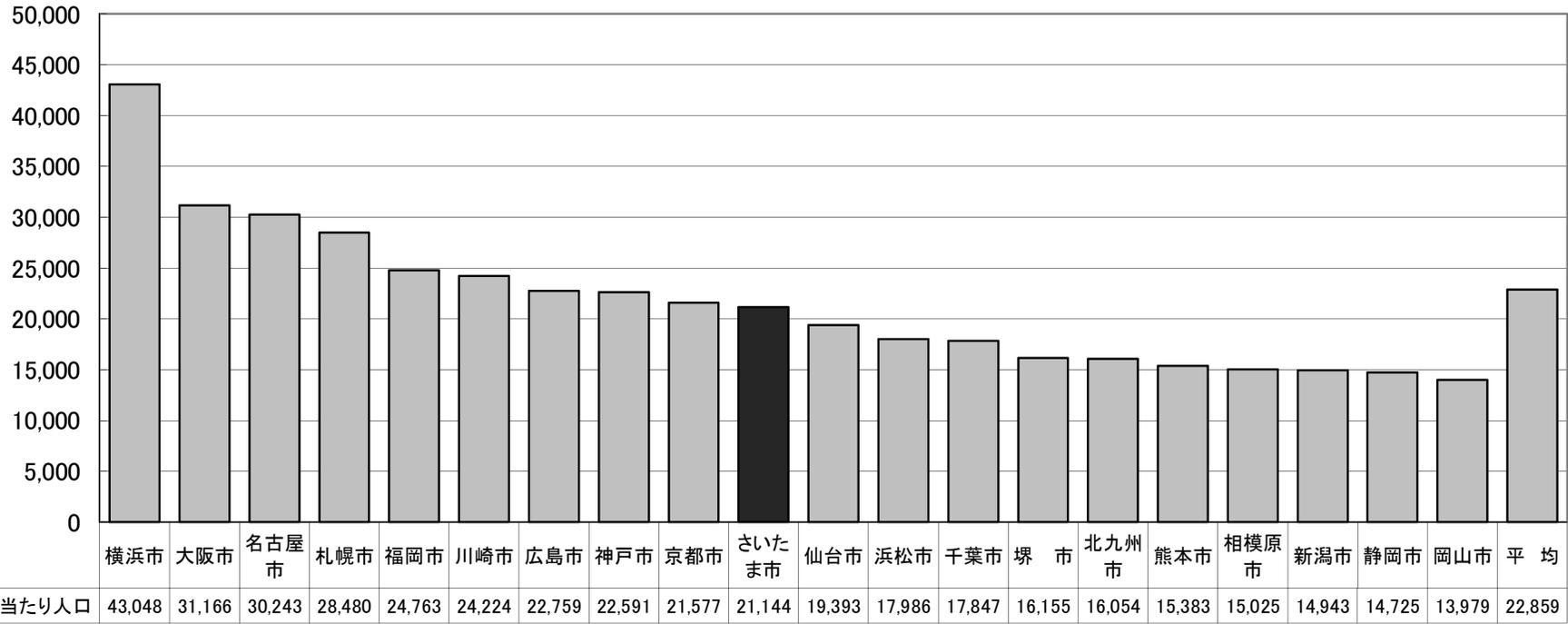
1人当たり額(円)



※ 「平均」は、さいたま市を除く19政令指定都市の平均です。

政令指定都市における議員 1 人当たりの人口の比較

1人当たり人口(人)



※ 「平均」は、さいたま市を除く19政令指定都市の平均です。

政令指定都市の歳出に占める人件費、市長等特別職の給与・報酬総額の状況（平成24年度普通会計決算額）

（単位：千円）

都 市 名	住民基本 台帳人口(人)① (H25.3.31現在)	歳 入					歳 出												
		歳入総額②	市 税			歳出総額④	人 件 費					市長・副市長・議員（議長・副議長・議員）の給料、報酬等の年間支給総額							
			市税③	歳入に占める割合 (③÷②)	順位		市民1人 当たり市税 (③÷①)	支出額⑤	歳出に占める割合 (⑤÷④)	順位	市税に占める割合 (⑤÷③)	順位	市長・副市長 の給料等	議員の報酬等	合計⑥	歳出に占める割合 (⑥÷④)	順位	市税に占める割合 (⑥÷③)	順位
札幌市	1,919,664	842,960,386	273,832,597	32.5%	17	143	835,735,856	97,714,642	11.7%	3	35.7%	8	73,170	956,303	1,029,473	0.12%	3	0.38%	6
仙台市	1,038,522	624,414,326	170,074,217	27.2%	20	164	598,931,327	63,784,561	10.6%	2	37.5%	11	75,207	756,090	831,297	0.14%	6	0.49%	14
新潟市	805,767	357,696,041	118,174,981	33.0%	16	147	353,289,431	52,911,405	15.0%	9	44.8%	17	61,849	570,940	632,789	0.18%	11	0.54%	15
千葉市	958,161	371,677,075	168,968,174	45.5%	5	176	369,780,517	56,848,785	15.4%	10	33.6%	5	74,945	699,899	774,844	0.21%	16	0.46%	11
川崎市	1,425,472	570,744,063	285,253,822	50.0%	1	200	567,059,825	92,396,291	16.3%	15	32.4%	3	76,561	815,340	891,900	0.16%	9	0.31%	4
横浜市	3,707,843	1,431,979,708	701,226,363	49.0%	3	189	1,403,495,974	196,602,925	14.0%	6	28.0%	1	113,272	1,382,506	1,495,778	0.11%	2	0.21%	1
相模原市	710,798	257,075,372	108,337,683	42.1%	8	152	249,394,961	42,270,977	16.9%	17	39.0%	13	70,074	536,865	606,939	0.24%	19	0.56%	16
静岡市	719,188	287,494,784	124,448,566	43.3%	7	173	279,433,940	45,040,261	16.1%	13	36.2%	9	52,208	534,711	586,919	0.21%	16	0.47%	12
浜松市	812,762	279,960,547	124,509,094	44.5%	6	153	270,479,239	43,708,891	16.2%	14	35.1%	7	65,727	486,068	551,795	0.20%	13	0.44%	8
名古屋市	2,247,645	1,013,608,290	487,284,750	48.1%	4	217	1,001,930,854	164,407,654	16.4%	16	33.7%	6	85,003	1,230,082	1,315,084	0.13%	4	0.27%	3
京都市	1,420,373	749,496,555	242,658,234	32.4%	18	171	742,769,786	116,405,777	15.7%	11	48.0%	19	83,630	1,081,965	1,165,595	0.16%	9	0.48%	13
大阪市	2,663,467	1,700,781,243	627,005,974	36.9%	11	235	1,699,255,084	232,278,063	13.7%	5	37.0%	10	88,571	1,401,808	1,490,379	0.09%	1	0.24%	2
堺市	849,348	347,539,470	130,988,480	37.7%	10	154	345,105,014	49,767,771	14.4%	8	38.0%	12	76,602	682,992	759,594	0.22%	18	0.58%	17
神戸市	1,555,160	767,035,681	266,520,046	34.7%	13	171	758,180,239	121,580,806	16.0%	12	45.6%	18	86,970	1,075,693	1,162,663	0.15%	9	0.44%	8
岡山市	701,923	262,292,665	108,087,672	41.2%	9	154	255,930,066	43,868,049	17.1%	18	40.6%	14	51,676	621,389	673,065	0.26%	20	0.62%	20
広島市	1,180,176	578,752,946	199,722,151	34.5%	14	169	571,118,757	81,327,786	14.2%	7	40.7%	15	76,900	796,322	873,222	0.15%	7	0.44%	8
北九州市	982,763	530,705,785	155,521,029	29.3%	19	158	526,476,304	68,846,865	13.1%	4	44.3%	16	75,018	870,994	946,012	0.18%	11	0.61%	19
福岡市	1,459,411	770,358,992	269,697,253	35.0%	12	185	757,915,117	77,750,741	10.3%	1	28.8%	2	78,815	892,495	971,311	0.13%	4	0.36%	5
熊本市	731,815	281,210,361	94,594,913	33.6%	15	129	277,665,883	47,758,592	17.2%	20	50.5%	20	45,035	503,822	548,857	0.20%	13	0.58%	17
平均	1,362,645	632,936,015	245,100,316	38.7%		180	624,418,325	89,224,781	14.3%		36.4%		74,275	836,646	910,922	0.15%		0.37%	
さいたま市	1,246,180	439,927,159	218,383,558	49.6%	2	175	427,806,953	73,045,470	17.1%	18	33.4%	4	75,726	791,998	867,724	0.20%	13	0.40%	7

※ 人口、歳入・歳出決算額等の数値は、地方財政状況調査（総務省）による。

※ 「人件費」は、議員等報酬、市長等特別職給与、一般職給与、共済費、災害補償費等である。

※ 市長、副市長、議員の年間支給総額は条例定数に基づき算出。

政令指定都市の市議会本会議及び委員会の開催日数調べ(平成25年度実績)

		札幌市	仙台市	新潟市	千葉市	川崎市	横浜市	相模原市	静岡市	浜松市	名古屋市	京都市	大阪市	堺市	神戸市	岡山市	広島市	北九州市	福岡市	熊本市	19市 (平均)	さいたま市
本会議	議会開催数	5	4	6	4	4	5	6	5	4	5	5	3	4	2	6	5	4	5	4	4.5	5
	本会議日数	25	30	31	42	25	18	30	24	24	28	20	19	25	21	41	23	23	26	26	26.4	32
常任委員会	委員会数	6	5	4	5	5	8	5	6	5	6	5	6	6	6	6	6	6	5	7	5.7	6
	開催日数 (延べ)	74	57	27	8	171	34	29	9	18	67	66	37	17	28	22	18	53	35	12	41.2	53
特別委員会	委員会数	3	5	4	3	-	7	6	4	4	6	-	4	4	2	4	4	-	3	4	3.5	7
	開催日数 (延べ)	50	56	24	26	9	54	23	22	17	28	37	30	20	41	21	36	14	34	37	30.5	33
議会運営委員会	開催日数 (延べ)	25	35	27	12	14	30	36	18	18	30	38	24	28	26	25	22	20	18	17	24.4	35
合計		174	178	109	88	219	136	118	73	77	153	161	110	90	116	109	99	110	113	92	122.4	153

注1) 委員会数は、平成25年7月1日現在

注2) 特別委員会は、予算特別委員会及び決算特別委員会を含む。ただし、さいたま市 予算委員会は常任委員会として設置。

さいたま市議会本会議及び委員会開催日数調べ

(単位:日)

		平成23年	平成24年	平成25年
本 会 議 ①		30	32	34
常 任 委 員 会	総合政策委員会 (定数12人)	20	22	18
	文教委員会 (定数12人)	16	17	15
	市民生活委員会 (定数12人)	16	23	15
	保健福祉委員会 (定数12人)	15	21	24
	まちづくり委員会 (定数12人)	13	20	12
	予算委員会 (定数12人)	25	26	29
	開催日数小計(延べ) ②	105	129	113
平均開催日数 ③	17.5	21.5	18.8	
特 別 委 員 会	開催日数	46	71	69
	(特別委員会の数)	7	8	9
	平均開催日数 ④	6.6	8.9	7.7
合 計 (①+③+④)		54.1	62.4	60.5

【参考】

		平成23年	平成24年	平成25年
議会運営委員会 (定数12人)	⑤	39	39	42

さいたま市の議案等審議件数(3カ年)

		市長提出	議員提出	委員会提出	請 願	合 計
平成23年	2月定例会	68	13	3	16	100
	5月臨時会	6	6	0	0	12
	6月定例会	29	2	3	9	43
	9月定例会	38	5	4	11	58
	12月定例会	42	7	6	21	76
	計	183	33	16	57	289
平成24年	2月定例会	88	8	3	28	127
	5月臨時会	8	1	1	1	11
	6月定例会	18	2	5	19	44
	9月定例会	27	15	3	21	66
	12月定例会	59	7	0	21	87
	計	200	33	12	90	335
平成25年	2月定例会	69	4	2	22	97
	4月臨時会	2	5	0	7	14
	6月定例会	50	4	2	13	69
	9月定例会	33	6	0	13	52
	12月定例会	53	5	2	4	64
	計	207	24	6	59	296

- 注1) 平成23年2月定例会の議員提出議案には、平成22年12月定例会で継続審査となった議案2件を含む。
注2) 平成23年2月定例会の請願には、平成22年12月定例会で継続審査となった請願5件を含む。
注3) 平成23年12月定例会の市長提出議案には、9月定例会で継続審査となった議案2件を含む。
注4) 平成23年12月定例会の請願には、9月定例会で継続審査となった請願5件を含む。
注5) 平成24年2月定例会の請願には、平成23年12月定例会で継続審査となった請願6件を含む。
注6) 平成24年5月臨時会の議員提出議案は、2月定例会で継続審査となった議案である。
注7) 平成24年5月臨時会の請願は、2月定例会で継続審査となった請願である。
注8) 平成24年6月定例会の請願には、2月定例会で継続審査となった請願4件を含む。
注9) 平成24年9月定例会の請願には、6月定例会で継続審査となった請願6件を含む。
注10) 平成24年12月定例会の市長提出議案には、平成24年9月定例会で継続審査となった議案4件を含む。
注11) 平成24年12月定例会の議員提出議案には、平成24年9月定例会で継続審査となった議案3件を含む。
注12) 平成24年12月定例会の請願には、9月定例会で継続審査となった請願4件を含む。
注13) 平成25年2月定例会の請願には、平成24年12月定例会で継続審査となった請願7件を含む。
注14) 平成25年6月定例会の議員提出議案には、平成25年4月定例会で継続審査となった議案1件を含む。
注15) 平成25年6月定例会の請願には、2月定例会及び4月臨時会で継続審査となった請願10件を含む。
注16) 平成25年9月定例会の請願には、6月定例会で継続審査となった請願1件を含む。
注17) 平成25年12月定例会の請願には、9月定例会で継続審査となった請願1件を含む。

平成 25年 議会運営状況

1. 定例会の日程

区 分	会 期			本会議日数	
2月定例会	2月5日	～	3月14日	38日間	10日間
4月臨時会	4月24日	～	4月25日	2日間	2日間
6月定例会	6月12日	～	7月5日	24日間	7日間
9月定例会	9月4日	～	10月22日	49日間	7日間
12月定例会	11月27日	～	12月20日	24日間	8日間
合 計				137日間	34日間

2. 議案審議結果

区 分	議 案 内 容 等	審 議 結 果	件 数	
2月定例会	予算議案	41件	原案可決 40件 修正可決 1件	75件
	条例議案	15件	原案可決 15件	
	一般議案	13件	原案可決 5件 同 意 8件	
	議員提出議案	4件	原案可決 2件 否 決 2件	
	委員会提出議案	2件	原案可決 2件	
4月臨時会	専決処分報告議案	2件	承 認 2件	7件
	議員提出議案	5件	原案可決 2件 否決 1件 継続審査 1件 撤 回 1件	
6月定例会	予算議案	13件	原案可決 13件	56件
	条例議案	19件	原案可決 19件	
	一般議案	18件	原案可決 5件 同 意 13件	
	議員提出議案	4件	原案可決 3件 撤 回 1件	
	委員会提出議案	2件	原案可決 2件	
9月定例会	予算議案	4件	原案可決 3件 承認 1件	39件
	決算議案	4件	認定 3件 認定及び原案可決 1件	
	条例議案	6件	原案可決 6件	
	一般議案	19件	原案可決 9件 同 意 10件	
	議員提出議案	6件	原案可決 6件	
12月定例会	予算議案	4件	原案可決 3件 審議未了 1件	60件
	条例議案	8件	原案可決 8件	
	一般議案	41件	原案可決 31件 同 意 9件 審議未了 1件	
	議員提出議案	5件	原案可決 5件	
	委員会提出議案	2件	原案可決 2件	
			計	237件

注)6月定例会の議員提出議案には、平成25年4月定例会で継続審査となった議案1件を含む。

3. 請願審議結果

区 分	件数	審 査 結 果	備 考
2月定例会	22件	不採択	17件
		継続審査	4件
		議決不要	1件
4月臨時会	7件	継続審査	6件
		取り下げ	1件
6月定例会	13件	不採択	3件
		継続審査	1件
		議決不要	3件
		取り下げ	6件
9月定例会	13件	不採択	10件
		継続審査	1件
		取り下げ	2件
12月定例会	4件	不採択	3件
		継続審査	1件
計	59件		

注1) 2月定例会の請願には、平成24年12月定例会で継続審査となった請願7件を含む。

注2) 6月定例会の請願には、2月定例会及び4月臨時会で継続審査となった請願10件を含む。

注3) 9月定例会の請願には、6月定例会で継続審査となった請願1件を含む。

注4) 12月定例会の請願には、9月定例会で継続審査となった請願1件を含む。

議員の活動内容

平成26年7月31日現在

1. 議会活動

(1) 地方自治法に規定されている会議

(平成26年)	※1月～7月
・本会議	16日
・常任委員会	延べ67回
・特別委員会	延べ14回
・議会運営委員会	延べ22回

(2) その他の会議（地方自治法第100条第12項に該当するもの）

- ・法定外委員会〔例〕議会広報編集委員会
- ・各派代表者会議
- ・常任委員会正副委員長会議
- ・全員協議会 等

2. 議員活動（議員の個人活動）

- ・会派会議
- ・会派研修会
- ・議案や質問に関する調査・研究
- ・所属委員会や研究部会ごとの研究
- ・議員連盟活動
- ・市主催行事への参加
- ・各種団体会議、行事への参加
- ・施策研究
- ・市民相談 等

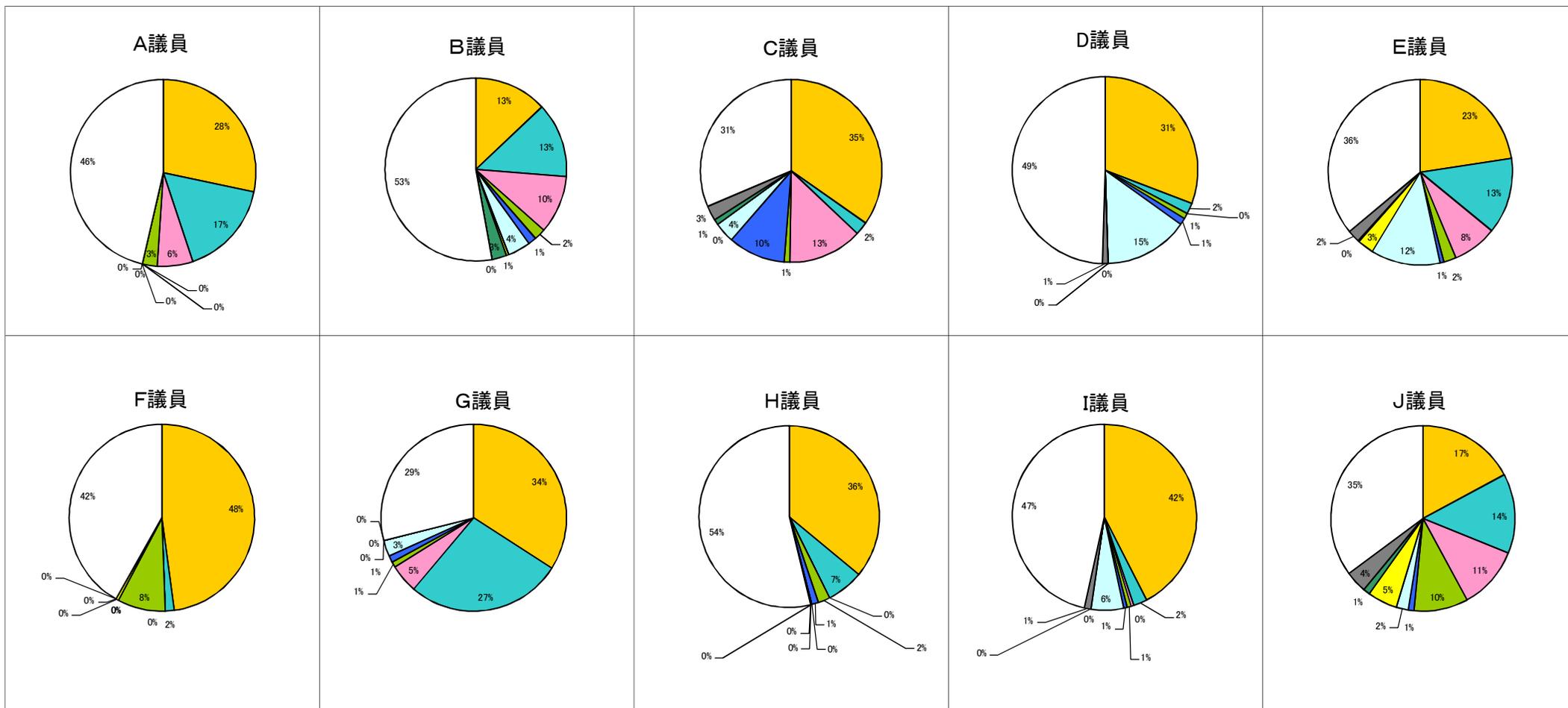
3. 正副議長の公務（平成26年1月～7月 212日）

議長	175日	553件	(内休日	43日	73件)
副議長	121日	330件	(内休日	20日	25件)

議員活動調査結果一覧(開会中)

本調査はさいたま市議会議員10名より、午前6時から午後9時までの15時間の活動内容について調査したものである。議員の活動実態のおおよそを把握することを目的に行った調査であり、活動の全てを網羅するものでないことをご理解いただきたい。
 なお、調査期間は平成24年9月定例会の初日の9月12日(水)から9月25日(火)までの2週間である。

参考



- -1: 議会運営に係わる活動
- -2: 地域住民とのかかわりに関する活動
- -3: 議員としての知識・見識向上のための活動
- -4: 行事・イベント等への参加
- -5: 広報活動
- -6: 政党活動
- -7: 後援会活動
- -8: 会派活動
- -9: その他

集計表(開会中)

参考

個人集計

(単位:分)

	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	合計
議会活動に関わる活動	3560	1640	4370	3880	2850	6030	4290	4530	5350	2170	38670
地域住民との関わりに関する活動	2090	1670	290	240	1670	200	3420	840	300	1750	12470
議員としての知識・見識向上のための活動	780	1290	1670	0	990	0	630	0	60	1380	6800
行事・イベント等への参加	330	260	130	120	270	1050	120	270	90	1200	3840
広報活動	0	180	1280	150	90	0	150	150	80	120	2200
政党活動	0	510	460	1850	1530	0	350	0	720	270	5690
後援会活動	0	60	0	0	360	60	0	30	0	660	1170
会派活動	0	330	120	0	30	0	0	0	0	150	630
その他	0	0	330	120	270	0	0	0	140	480	1340
上記以外の時間	5840	6660	3950	6240	4540	5260	3640	6780	5860	4420	53190

日付別集計

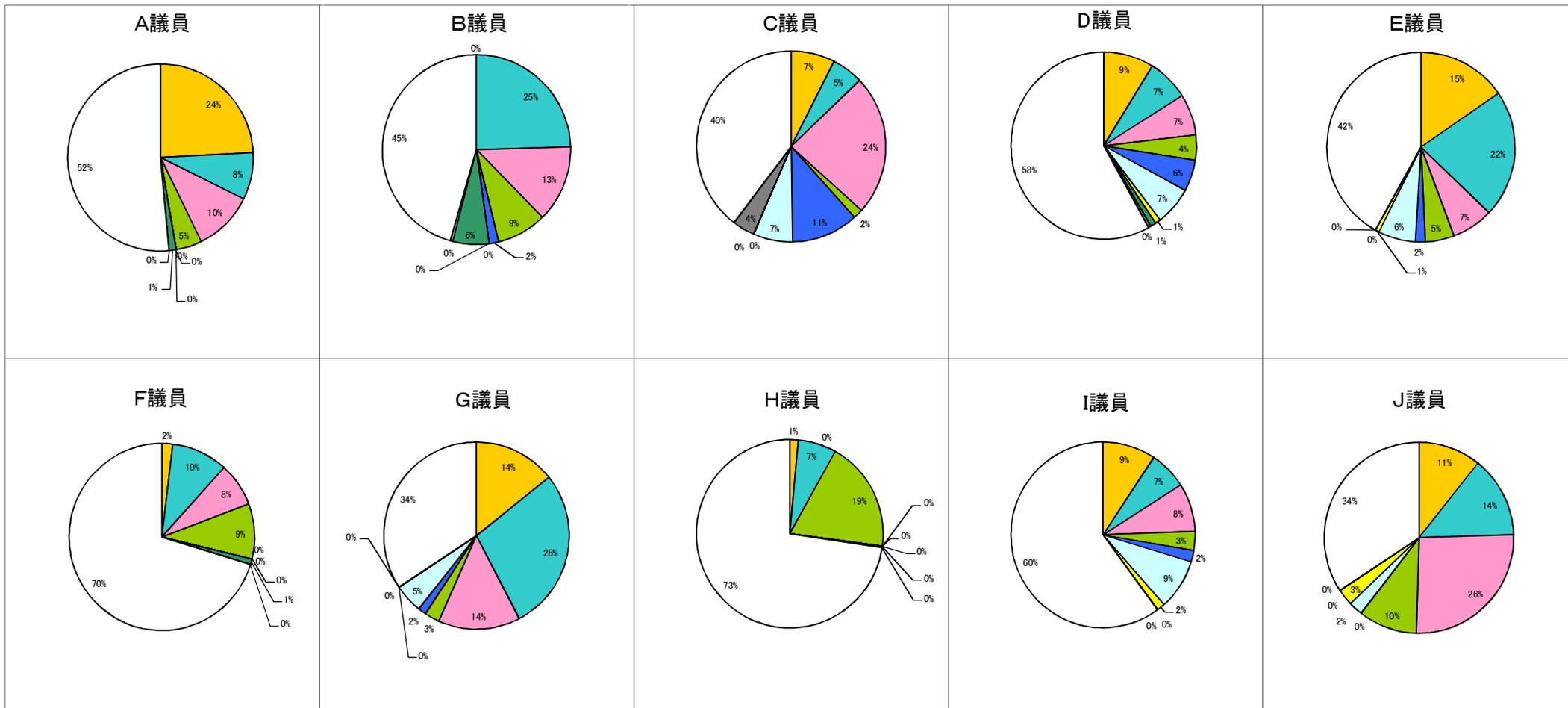
(単位:分)

	9/12	9/13	9/14	9/15	9/16	9/17	9/18	9/19	9/20	9/21	9/22	9/23	9/24	9/25	計
議会活動に関わる活動	4280	3940	1790	600	750	780	4680	4300	4500	3690	690	1530	4140	3000	38670
地域住民との関わりに関する活動	720	1170	980	1420	930	1330	330	460	540	860	890	870	950	1020	12470
議員としての知識・見識向上のための活動	270	720	670	240	620	690	390	760	500	530	450	520	120	320	6800
行事・イベント等への参加	0	90	440	930	590	530	150	60	90	480	360	120	0	0	3840
広報活動	110	60	120	320	280	140	220	60	150	0	90	220	120	310	2200
政党活動	210	20	60	1020	840	870	130	0	150	0	720	410	630	630	5690
後援会活動	120	120	270	60	180	0	0	0	0	90	30	300	0	0	1170
会派活動	140	100	120	90	0	0	120	0	0	0	0	0	0	60	630
その他	50	0	320	0	90	0	120	0	90	120	550	0	0	0	1340
上記以外の時間	3100	2780	4230	4320	4720	4660	2860	3360	2980	3230	5220	5030	3040	3660	53190

議員活動調査結果一覧(閉会中)

参考

本調査はさいたま市議会議員10名より、午前6時から午後9時までの15時間の活動内容について調査したものである。議員の活動実態のおおよそを把握することを目的に行った調査であり、活動の全てを網羅するものでないことをご理解いただきたい。
 また、本調査は対象期間後に議員個人の記録・記憶をもとに行ったものであることをご理解いただきたい。
 なお、調査期間は平成24年7月1日(日)から9月11日(火)までの間の任意の2週間である。



- -1: 議会運営に係わる活動
- -2: 地域住民とのかかわりに関する活動
- -3: 議員としての知識・見識向上のための活動
- -4: 行事・イベント等への参加
- -5: 広報活動
- -6: 政党活動
- -7: 後援会活動
- -8: 会派活動
- -9: その他

集計表(閉会中)

参考

個人集計

(単位:分)

	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	合計
議会活動に関わる活動	3040	0	940	1110	1940	240	1800	180	1170	1350	11770
地域住民との関わりに関する活動	1030	3090	680	910	2740	1230	3540	840	840	1740	16640
議員としての知識・見識向上のための活動	1320	1650	3000	900	900	960	1800	0	1060	3270	14860
行事・イベント等への参加	570	1080	210	540	630	1200	330	2400	420	1260	8640
広報活動	0	210	1440	690	210	0	180	0	250	0	2980
政党活動	0	0	850	840	810	0	630	0	1110	300	4540
後援会活動	0	0	0	120	90	0	0	0	180	360	750
会派活動	150	780	0	120	0	120	0	30	0	0	1200
その他	0	60	480	60	0	0	0	0	0	0	600
上記以外の活動	6490	5730	5000	7310	5280	8850	4320	9150	7570	4320	64020

曜日別集計

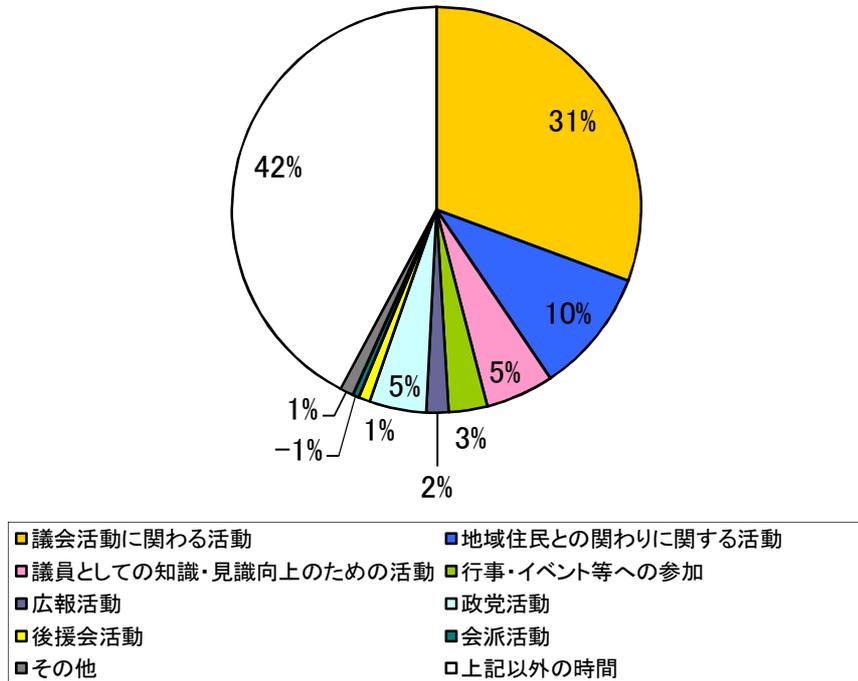
(単位:分)

	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	計
議会活動に関わる活動	1520	1150	720	490	1170	300	450	1040	1440	1490	410	960	150	480	11770
地域住民との関わりに関する活動	1760	1080	1160	1140	1200	880	1060	1440	930	820	1480	1860	960	870	16640
議員としての知識・見識向上のための活動	550	1020	1070	1630	570	1120	400	770	1070	1050	950	360	2280	2020	14860
行事・イベント等への参加	960	420	540	210	520	1080	610	1020	210	420	690	460	390	1110	8640
広報活動	130	530	330	240	90	60	340	240	320	280	0	180	60	180	2980
政党活動	400	140	260	0	450	450	780	150	440	480	570	180	120	120	4540
後援会活動	0	0	0	90	0	210	0	180	0	0	90	180	0	0	750
会派活動	0	0	0	0	120	150	0	150	90	390	30	0	210	60	1200
その他	60	0	0	0	180	0	60	0	0	120	0	0	180	0	600
上記以外の活動	3620	4660	4920	5200	4700	4750	5300	4010	4500	3950	4780	4820	4650	4160	64020

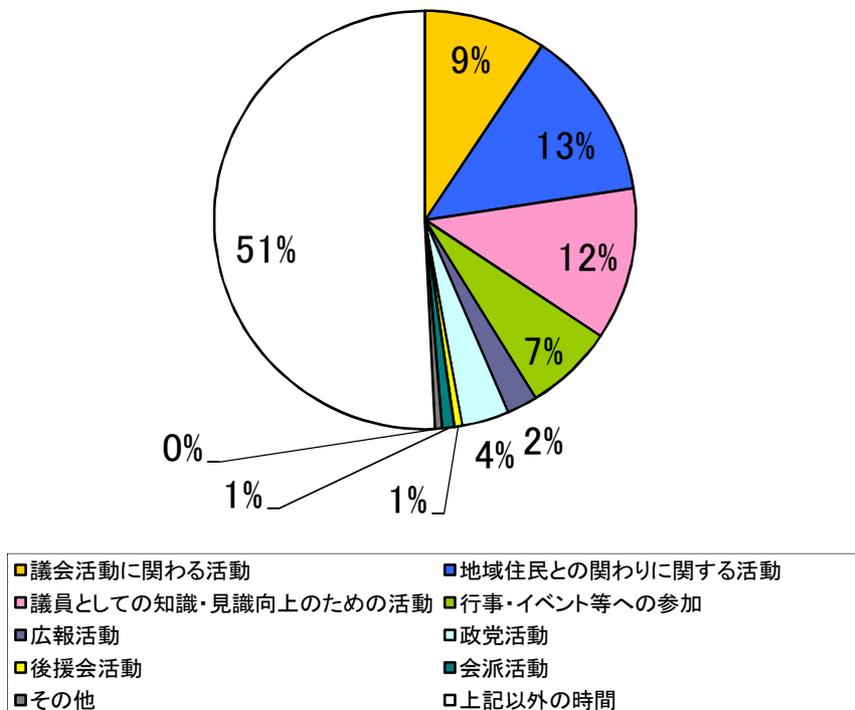
議員活動調査結果一覧(全員集計)

参考

【開会中】



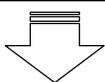
【閉会中】



地方議会・地方議員の在り方について

【地方議会を取り巻く状況】

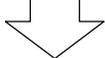
地域の自主性・自立性を高めるための改革推進の必要性



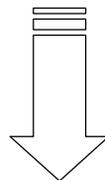
自己決定権の拡大



地方議会の担う役割と責任が増大



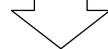
地方議会の果たすべき機能の更なる充実・強化



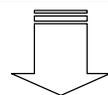
【地方議会・地方議員の役割】

- ・事務事業の広範多様化、高度専門化に対応した議員の「专业化」
- ・議員活動領域の拡大

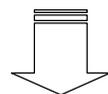
住民の代表者として自主的・自立的に判断
その責任を住民に対して負う



- ・合議体としての多様性の発揮
- ・調査研究と住民意思の把握による民意の吸収と集約、反映
- ・説明責任の履行



- ・議会の「監視機能」「調査機能」及び「政策形成機能」を適切に発揮、自主性・自立性・自律性を確保



【指定都市議会議員の特性】

基礎自治体の議員として

行政の最先端を担う「基礎的な地方公共団体」の議員として、地域住民との密接なコミュニケーションが求められる

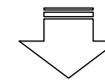
+

指定都市の議員として

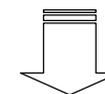
指定都市としての諸機能・行財政能力に基づき、県の行うべき事務領域を担う

↓

活動領域の拡大に加え、人口、経済産業集中による社会資本整備や交通、廃棄物、住宅問題など、指定都市特有の課題に対して、大局的な見地から調査・検討及び判断が求められる



「広い視野」と「細やかな地域配慮」を兼ね備えた指定都市議員の責務の遂行



自主性・自立性・自律性を備えた地方議会の確立

地方議会議員の法的位置付けについて

【現行の地方議会議員制度の課題】

【法的位置付けに向けた動き】

◎現行法上の「議員の法的位置付け」

地方分権の進展 →

- ・住民自治の根幹となる地方議会への期待の高まり
- ・議会の「監視機能」「調査機能」「政策形成機能」の強化・充実の要請



現行法令上、議員の職務・職責を明示する規定は無く、「議員報酬」「期末手当」「政務活動費」の支給・交付と議員活動との関係がどのように結び付けられるのか明確化されていない。



**現行制度：議員の活動領域・活動環境は限定的に設定されている
(法律上、議員の職務・職責は不明確)**

現在の議員の位置付けは、次の点で議員活動の特性を反映していない。

- ① 議員は、首長と同じく直接選挙を経て、首長と対等・平等の関係に立つ議事機関（議会）を構成するが、その議員の活動に当たっての職務や職責が法令に明確に位置付けられていない。
- ② 議員に対する議員報酬、政務活動費などの公費支給と、議員の広範な活動実態との関係性が明確化されていない。
(議員の活動は、一般的な公務とは異なり、「会期中」「議会内」といった時間的・場所的に限定されるものではない。)



地方議会議員の法的位置付けの必要性

◎地方議会議長会三団体：議員活動を法律上で明確化することを要望



◎「第28次地方制度調査会」答申（平成17年12月）

議員について…「公選職」という新しい概念を設け位置づけの変更を行うべきであるとの意見があるが…どのような法的効果を持たせるのか、政治活動と公務の関係をどのように考えるのか、などの論点があり、引き続き検討する必要がある。



◎平成20年地方自治法改正

「議会活動の範囲の明確化」及び「議員報酬」に係る規定を整備。
ただし、この改正は、議員活動の明確化の一部が実現したに過ぎない。



◎「第29次地方制度調査会」答申（平成21年6月）

(議員の位置付けやその職務・職責を法制化すべきとの意見について)今後の地方分権の進展や議会機能の充実・強化に伴う議員の活動の実態を踏まえ、…引き続き検討することが必要である。



◎平成23年地方自治法改正

「議員定数の上限数」及び「議決事件の範囲」に係る規定を整備。
しかしながら、議員の職務・職責に関する法的位置付けは明確化されず。

◎平成24年地方自治法改正

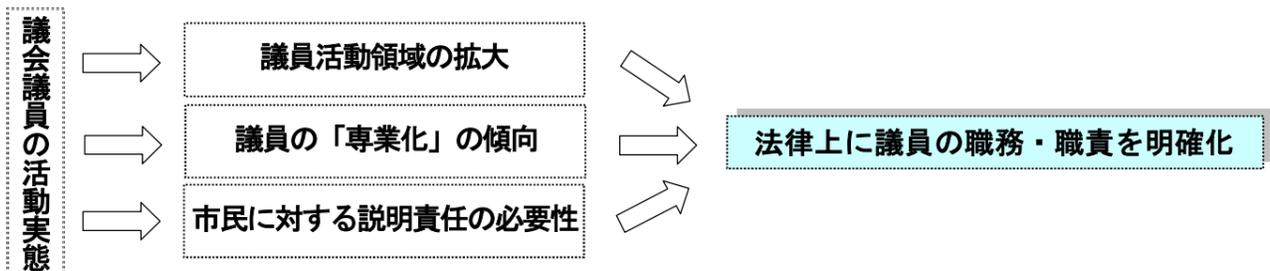
議会制度（会期制度、議長による臨時会の招集、百条調査、公聴会・参考人制度、政務活動費など）及び議会と長との関係（再議制度及び専決処分制度の見直し）等に係る規定の整備がなされた。
ただし、議員の職務・職責に関する法的位置付けは未だ明確化されていない。

【参考】

- ・平成12年地方自治法改正による「政務調査費制度」の創設は、議員の調査研究活動を議員活動の一部と認めたと解される。
- ・平成20年地方自治法改正により、議会活動の範囲の明確化と、非常勤職員報酬とは別に議員報酬に関する規定が整備された。
- ・平成23年地方自治法改正により、「議員定数の法定上限の撤廃」「議決事件の範囲の拡大」が措置された。
- ・平成24年地方自治法改正により、『議会制度』に係る事項として「会期制度」「議長による臨時会の招集」「百条調査に係る調査要件の厳格化」「本会議における公聴会の開催、参考人の招致」「政務活動費※」に関する規定が、『議会と長との関係』に係る事項として「再議制度の見直し」「専決処分制度の見直し」に関する規定が整備された。

※「政務調査費」の名称を「政務活動費」に、その交付目的を「議員の調査研究その他の活動に資するため」に改め、政務活動費を充てることができる経費の範囲を条例で定めることとされた。あわせて、議長に対し使途の透明性の確保に努めることとする努力規定が設けられた。

地方議会議員の法的位置付けのイメージ



近隣市における市民一人当たりの議員報酬額

(H26. 4. 1現在)

(単位:円)

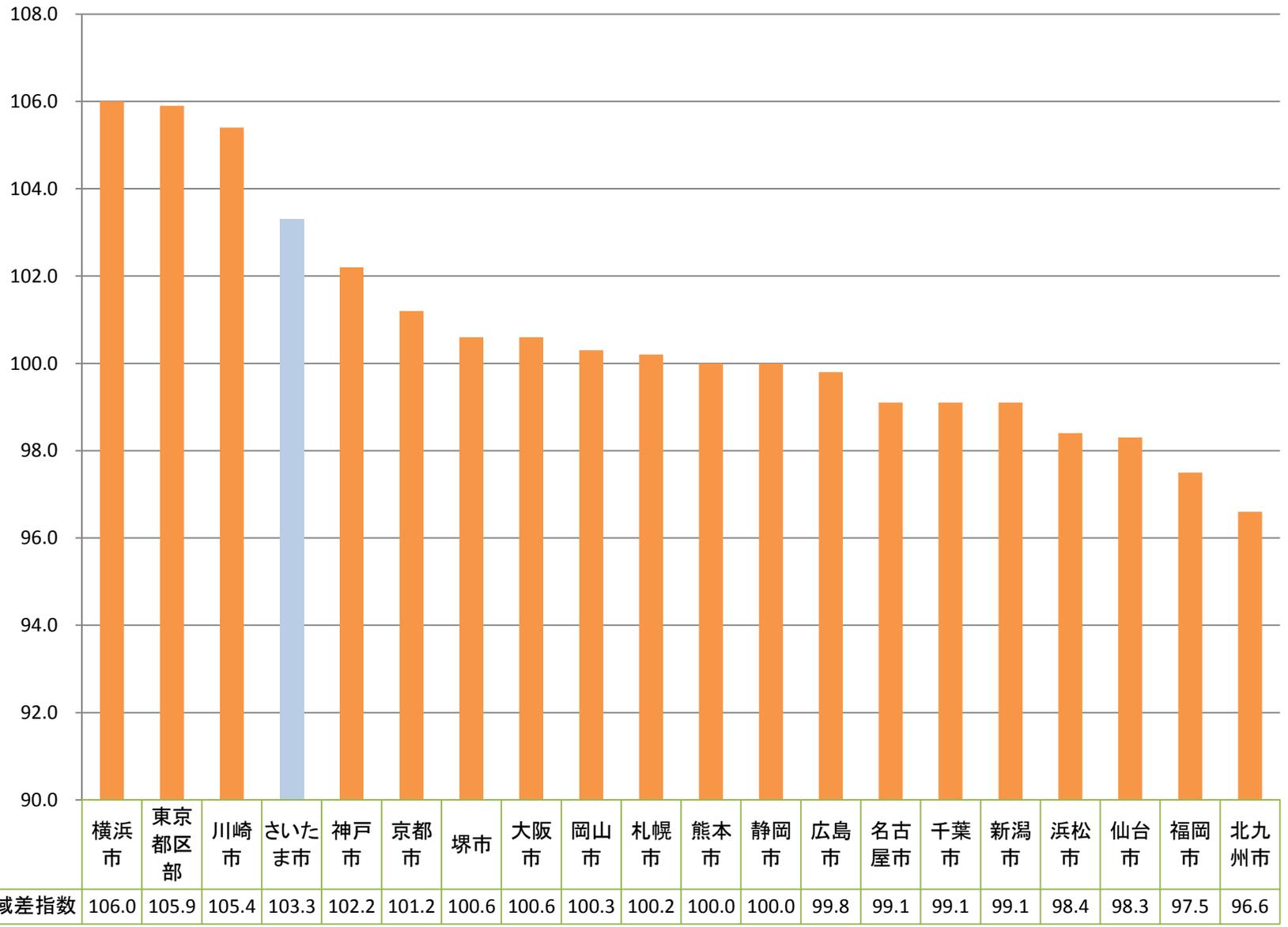
都市名	推計人口(人)	議員定数等(人)		報酬月額(円)			報酬総額(円) (年額)	市民一人当たり額(円) (報酬総額/人口)	期末手当算定式
		条例	現員数 (H26.7.1)	議長	副議長	議員			
さいたま市	1,247,520	60	59	977,000	873,000	807,000	574,188,000	460	(議員報酬+議員報酬×45%)×2.95月
川口市	568,401	40	44	728,000	664,000	621,000	329,688,000	580	(議員報酬+議員報酬×45%)×3.70月
川越市	349,211	36	36	641,000	588,000	576,000	249,756,000	715	(議員報酬+議員報酬×20%)×3.95月
越谷市	331,742	32	31	588,000	529,000	515,000	192,624,000	581	(議員報酬+議員報酬×20%)×3.95月
春日部市	234,662	32	32	537,000	478,000	450,000	174,180,000	742	(議員報酬+議員報酬×20%)×3.95月
上尾市	225,129	30	30	505,000	460,000	435,000	157,740,000	701	(議員報酬+議員報酬×20%)×3.95月

平成 25 年 平均 消費 者 物 価 地 域 差 指 数

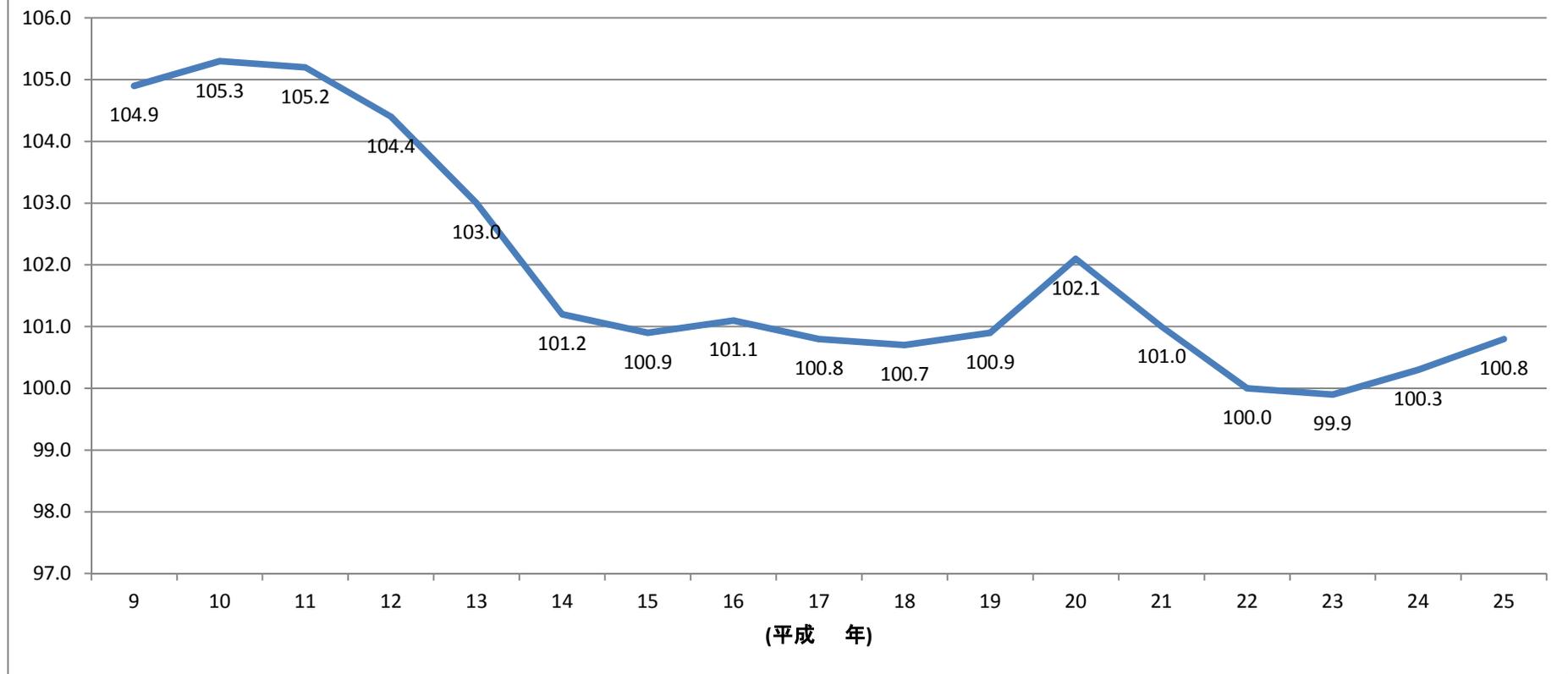
地 域	総 合 〔 持 家 の 帰 属 〕 〔 家 賃 を 除 く 〕	食 料	家 賃 を 除 く 総 合
51 市 平 均	100.0	100.0	100.0
札幌市	100.2	97.9	101.1
仙台市	98.3	97.6	98.9
新潟市	99.1	98.9	99.7
さいたま市	103.3	102.5	103.0
千葉市	99.1	101.0	99.5
東京都区部	105.9	104.9	104.2
川崎市	105.4	104.4	104.0
横浜市	106.0	105.9	105.3
静岡市	100.0	99.2	100.4
浜松市	98.4	97.2	99.0
名古屋	99.1	98.4	99.4
京都市	101.2	100.7	101.7
大阪市	100.6	100.6	100.6
堺市	100.6	101.3	101.1
神戸市	102.2	102.4	102.5
岡山市	100.3	100.3	101.0
広島市	99.8	101.3	100.4
北九州市	96.6	97.4	97.6
福岡市	97.5	94.7	98.1
熊本市	100.0	99.8	100.9

- 1) 総務省統計局「平成25年平均消費者物価地域差指数」より作成。
- 2) 消費者物価指数とは、全国の世帯が購入する家計に係る財及びサービスの価格等を総合した物価の変動を時系列的に測定したものである。
- 3) 消費者物価地域差指数とは、都道府県庁所在市（東京都については東京都区部）及び政令指定都市（川崎市、浜松市、堺市及び北九州市）の51市について、51市の平均を基準（=100）とした年平均の指数を作成したものである。
- 4) 市の区域は、平成21年8月3日現在の区域による。

平成25年平均消費者物価地域差指数比較(51市平均=100)



さいたま市の消費者物価指数(年平均)の推移



さいたま市の財政状況

年 度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	政令指定都市 平均(単純) (H24)	20政令指定 都市中の順位 (H24)
財政力指数	0.99	0.972	0.995	1.016	1.033	1.035	1.015	0.995	0.97	0.84	3位
経常収支比率 (%)	83	84.9	84.2	86.1	88.3	89.9	90.2	92.3	92.8	96.0	8位
実質公債費比率 (%)		12.2	12.1	8.3	7.9	7.2	6.1	5.4	5.4	11.5	3位
将来負担比率 (%)					60.6	55.7	47.7	43.1	34.1	150.5	2位
地方債残高 (百万円)	305,515	351,027	364,343	369,728	366,432	384,437	399,886	411,035	418,671	904,949	7位
市民一人当たりの地方債 残高(千円/人)	290	299	309	311	306	318	329	336	336	627	1位

(注1) 数値は、地方財政状況調査(総務省)による。

(注2) 「政令指定都市平均(単純)」は、本市を除いた19市の平均数値である。

- ※ 財政力指数とは …… 基準財政収入額が基準財政需要額より大きい場合、その超えた分だけ標準的な水準を超えた行政を行うことが可能となり、「1」に近いが、超えるほど財政力があるとみられる。
- ※ 経常収支比率とは …… 人件費等の義務的性格の経常経費に、地方税、地方交付税等の経常一般財源収入が、どの程度充当されているかにより、財政構造の弾力性を判断する。数値が低いほど、新たな行政需要に弾力的に対応できる。
- ※ 実質公債費比率とは …… 財政規模に対する1年間で支払った借入金返済額等の割合。数値が低いほど健全であり、財政健全化基準である、25%を超えると国への報告が必要となる。
- ※ 将来負担比率とは …… 財政規模に対する将来市が支払う借入金返済額等の割合。数値が低いほど健全であり、財政健全化基準である、400%を超えると国への報告が必要となる。

4 役員報酬関係

平成26年民間企業における役員報酬（給与）調査の概要

本年実施した民間企業における役員報酬（給与）調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的

この調査は、指定職俸給表の適用を受ける職員の給与を総合的に検討するため、平成25年の民間企業の役員報酬の実態を調査したものである。

(2) 調査の範囲

調査対象企業は、職種別民間給与実態調査の母集団事業所のうち、医療法人・学校法人等を除いた企業規模500人以上の本店事業所3,798社を母集団として企業規模別、産業別に層化抽出した3,352社に対し通信調査を行い、1,301社から回答（有効回答率37.2%）を得た。

(3) 集計

- ① 本調査における役員は、平成25年1月から12月までの全期間を通じて常勤の役員（会長、副会長、社長、副社長、専務取締役、常務取締役、部長等兼任の取締役、監査役等）として役職に在任した者を対象とした。
- ② このうち、「比較対象役員」を役員数5人以上の企業における「社長を直接補佐し、会社の業務全般を統括している役員」、かつ、「各社1人」と定義して集計した。
- ③ 比較対象役員の年間報酬額の算出に際しては、母集団に還元して行った。

(注) 比較対象役員の調査実人員は552人で、その具体的な役職名は、「副社長」(39.1%)、「専務取締役」(36.8%)、「常務取締役」(14.0%)等であった。

第36表 平成25年民間における役員（比較対象役員）の年間報酬額

(平成26年民間企業における役員報酬（給与）調査)

区 分	年 間 報 酬 額
企 業 規 模 計	32,918千円
3,000人以上	46,628千円
1,000人以上3,000人未満	31,117千円
500人以上1,000人未満	28,030千円
事務次官（指定職8号俸）の年間給与	22,652千円

(注) 1 年間報酬額には、平成25年中に支給された賞与を含む。

2 事務次官の年間給与は、給与法に定められた俸給月額を基礎とした年取である。

<参考> 平成25年民間における主な役職の年間報酬額

(平成26年民間企業における役員報酬（給与）調査)

企業規模 役職	企業規模			
	全規模	3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満
副 社 長	40,446千円	51,288千円	35,194千円	32,300千円
専務取締役	32,071千円	43,744千円	28,814千円	25,348千円
常務取締役	24,588千円	31,480千円	24,291千円	19,960千円
取 締 役	19,289千円	27,134千円	19,269千円	17,243千円

(注) 1 役員数5人以上の企業において副社長、専務取締役、常務取締役、取締役の役職に就いている全役員（調査実人員3,408人）について集計した。

2 年間報酬額には、平成25年中に支給された賞与を含む。